

みんなの力で 人にやさしい地域づくり

第2次新宮町地域福祉計画

新宮町自殺対策計画
(2019~2023年度)



平成31年3月
福岡県新宮町

はじめに

新宮町では、第5次新宮町総合計画に基づき、地域社会福祉を総合的に推進するため、平成26年3月に「新宮町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。



その後本町の人口は急激に増加し、平成31年2月末には約3万3千人となり、現在も増加傾向にあります。その一方で、高齢化も着々と進んでおり、地区によっては住民の半分以上が高齢者という状況になっています。

今回、このような町の情勢の変化や平成28年度に相次いで成立した人権に関する3つの法の施行や平成30年度の改正社会福祉法施行に伴い、地域福祉計画を見直し、「第2次新宮町地域福祉計画」の策定を行いました。

これから地域福祉ニーズに対応するためには、行政だけでなく、地域住民や町内のあらゆる団体などの多様な活力を結集し、それぞれの役割を果たしながら共に助け合い、住民と行政とが一体となって活動していくまちづくりが大切になってきます。

今後とも「住んでよかった」と言われるようなまちづくりに邁進していきますので、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケートに御協力いただいた皆様、パブリックコメントに御協力いただきました皆様、また福祉に関する貴重な意見をいただきました新宮町地域福祉計画等策定委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

新宮町長 長崎 武利

目 次

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	地域福祉計画とは	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制	8

第2章 新宮町を取り巻く地域の現状

1	急速な人口増加と地域の多様化	9
2	要援護者の増加	13
3	家族形態の多様化	15
4	アンケート調査結果に見る地域の生活課題	18

第3章 計画の基本的な考え方

1	前計画の総括	21
2	計画の基本理念	22
3	計画の基本目標	22
4	計画の体系	24

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

1	地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発	25
2	地域交流の促進	30
3	地域における支え合いとボランティア活動の促進	33

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

1 地域の見守りネットワークの構築	40
2 災害に強い地域づくり	42
3 地域における防犯・交通安全対策の促進	45

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

1 地域における健康づくりの促進	47
2 生きがい活動の促進	51

基本目標4 適切な福祉サービスが利用できる地域づくり

1 情報提供・相談支援体制の充実	53
2 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備	59
3 権利擁護の充実	61

第5章 計画の推進

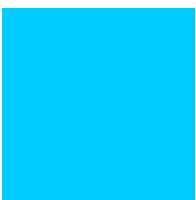
1 地域住民主体による参加型福祉への転換	63
2 関係機関等との連携・協働	64
3 計画の管理	64

新宮町自殺対策計画（2019年度～2023年度）

1 計画の概要	65
2 新宮町における自殺の状況	66
3 自殺対策の取組	74
4 自殺対策の推進体制	87

資料編

1 用語解説	89
2 団体ヒアリング調査について	93
3 新宮町地域福祉計画等策定委員名簿	96



第1章

計画策定に当たって



1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、急速な少子化・高齢化の進行と人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の脆弱化等、地域社会や家族を取り巻く環境に大きな変化が生じています。また、被保護世帯の増加、自殺、児童や高齢者、障がい者に対する虐待等、地域住民の抱える課題が多様化・複雑化し、複合的な課題を有する相談が増えてきており、このような支援を必要とする方や世帯の課題を丸ごと受け止め、包括的に支えていくことが求められています。

このため、平成30年4月から施行された改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、この理念を実現するために、市町村には、①住民に身近な地域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備、②住民に身近な地域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされました。また、市町村地域福祉計画については、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として、その策定と定期的な調査・分析・評価及び改定が努力義務とされました。

本町では、町民誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域全体で支える仕組みをつくり、地域福祉施策を推進するため、平成26年3月に「新宮町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「前計画」という。)を策定しました。平成29年3月には町社会福祉協議会と連携し、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」を立ち上げ、グループワークを重ねるなど、町民とともに「住みやすい地域をつくる」仕組みづくりに取り組んできました。しかし、本町においてはここ数年で大幅に人口が増加している反面、地域によって高齢化率の格差が顕著になっており、地域を取り巻く環境にも大きな変化が見られるようになりました。

そこで、前計画に基づく取組の成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、新たな「新宮町地域福祉計画」を策定することとしました。

なお、平成28年4月の「自殺対策基本法」の改正に伴い、市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられましたが、自殺対策の取組は生活困窮者の自立支援や地域共生社会推進の取組と重なる部分も多いことから、本町においては「新宮町自殺対策計画」を地域福祉計画と合わせて策定することとしました。

2 地域福祉計画とは

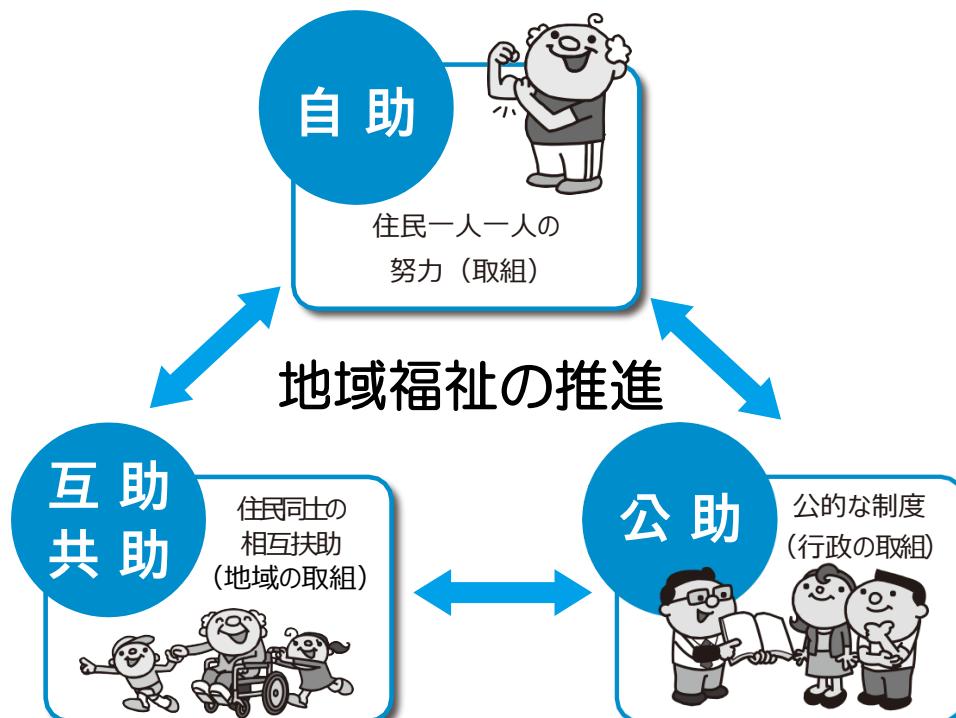
(1) 「地域福祉」とは

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたりものを思い浮かべる人が多いのではないでしょうか。それは、これまでこうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、私たちが住む地域には、公的なサービスを受ける必要はなくとも、日常的な生活課題（生活上の悩みや困りごとなど）を抱えた人や、既存の公的サービスの枠組みの狭間で困難を抱えている人たちがいます。地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことで、こうした人たちの生活課題を解決し、ひいては地域全体をより良いものにしていくことを指します。

これからまちづくりは、子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人一人の努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくことをする取組が必要です（図1-1 参照）。

図1-1 「自助」「互助・共助」「公助」の関係図



なお、前計画では、地域福祉の推進を「自助」「共助」「公助」の3要素で説明し、地域による支え合い、助け合いの活動を「共助」と位置付けていました。しかし、国 地域包括ケアシステム研究会では、地域包括ケアシステムについて「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの要素から整理されており（図1-2 参照）、現在はこの考え方が主流になっています。具体的には、「自助」は自分のことを自分ですること、自らの健康管理（セルフケア）、市場サービスの購入等、「互助」はボランティア活動や住民組織への活動等を通じて相互に支え合うこと、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担、「公助」は税による公の負担をそれぞれ指すと整理されています。互助については相互に支え合っているという意味で共助と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものを指すとされています。そこで、本計画においても、この4助の考え方を取り入れ、自発的な住民同士の相互扶助という意味で「互助」という言葉を使うこととします。

近年の少子高齢化の進展や財政状況等を考えると、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助・互助の役割が大きくなることを意識する必要があります。また、都市部では、強い互助を期待することが難しい反面、民間サービスの市場が大きく自助によるサービス購入が可能、逆に民間サービスが普及していない地域では互助の役割が大きくなるなど、地域特性を踏まえた仕組みづくりが求められます。

図1-2 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域包括ケアシステム



資料：地域包括ケアシステム研究会

(2) 「地域福祉計画」とは

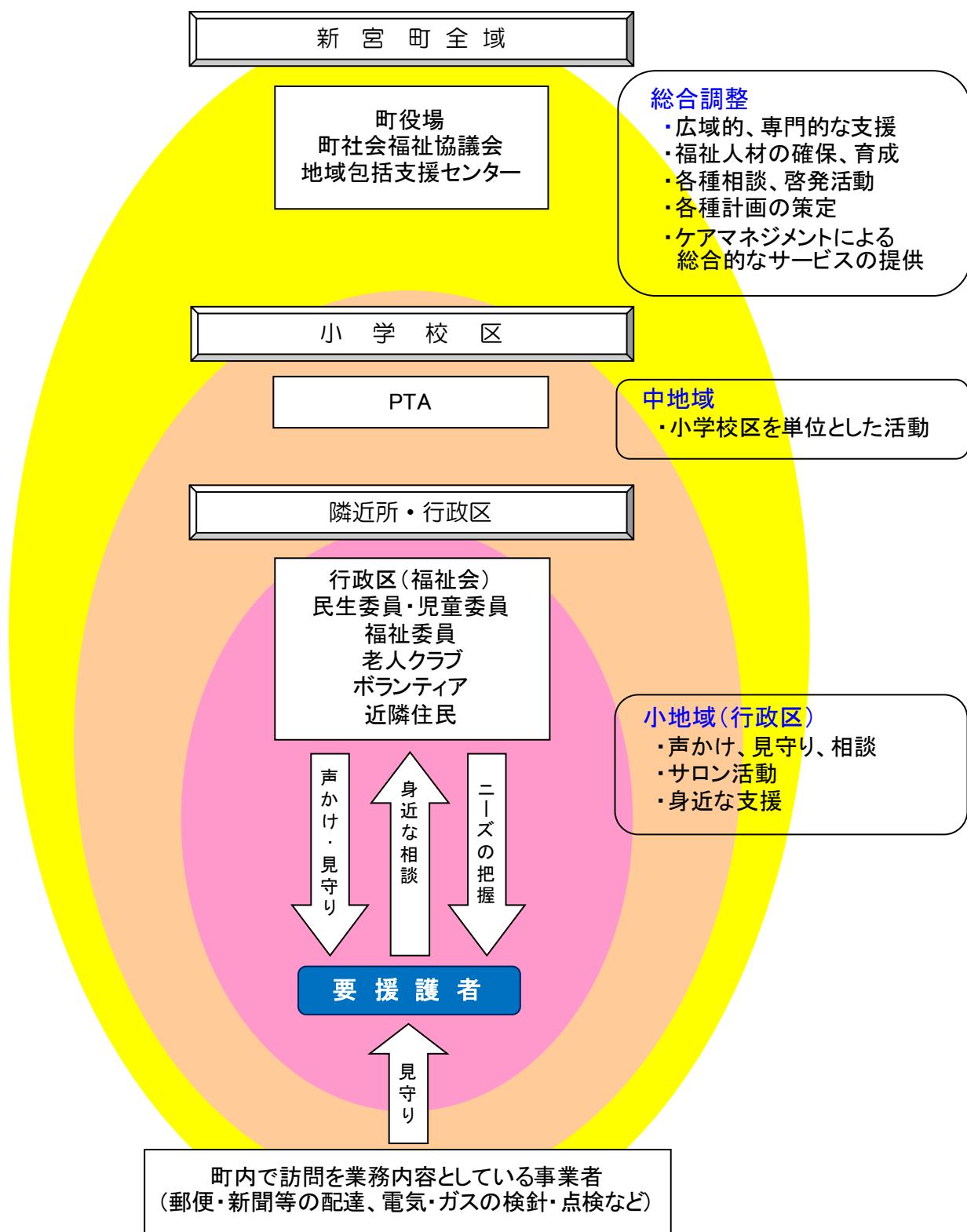
「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人一人の尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

すなわち、住民・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携の下で、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

(3) 「地域」とは

私たちの生活の舞台となる「地域」として想定する範囲は、隣近所や行政区といった小地域の場合もあれば、小学校区や新宮町全体を一つの地域として捉える場合もあります。前計画では、行政区を地域として設定し、地域特性に応じた地域福祉の推進を図ることとしていましたが、行政区の中でも隣近所での支え合いと、行政区全体での支え合いがあります。同様に、小学校区など行政区を越えた範囲で考えるべき地域福祉活動もあります。本計画では、従来の行政区単位での取組をベースにしつつも、一定の圏域を固定的に地域として捉えるのではなく、その目的等に応じた重層的な地域を想定し、それぞれの地域において、それぞれの福祉活動を展開し、それらが相まって新宮町全体（日常生活圏域）の福祉の向上を目指すものとします（図1-3 参照）。

図1-3 重層的な「地域」のイメージ図

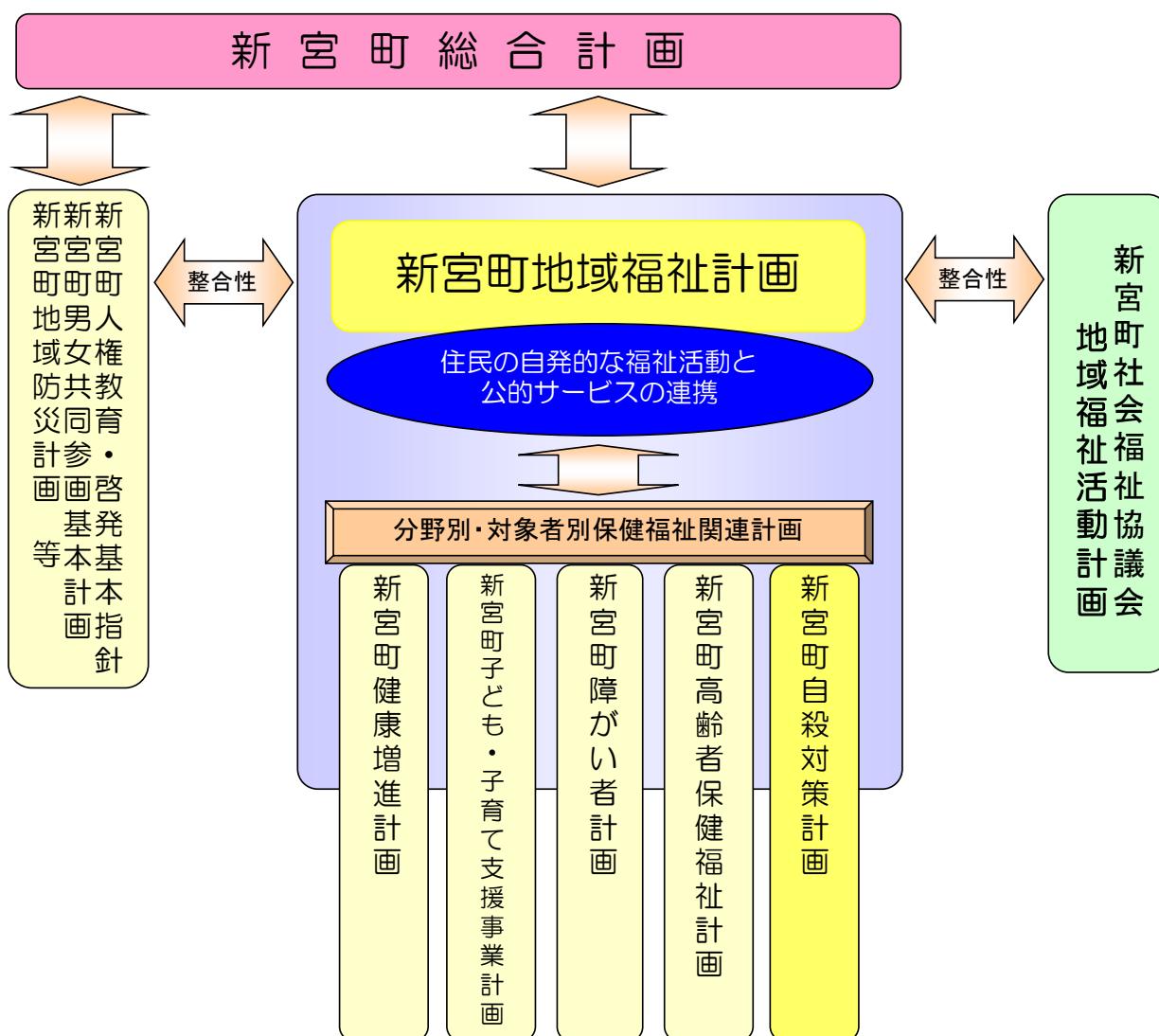


3 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

新宮町地域福祉計画は、町民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための理念と仕組みを定める行政計画です。また、同計画は、「新宮町総合計画」を上位計画とし、「地域」という保健福祉分野の各個別計画に共通の理念を相互に関連付けるマスタープランとして、地域の生活課題に対応した施策の方向性や取組の内容を定める計画で、人権・男女共同参画・防災分野等の各種関連計画・指針とも整合性を図っています。

◆ 図1-4 他の計画との関係図



4 計画の期間

この計画は、大幅な社会情勢の変化がある場合、計画の実施状況や地域を取り巻く状況の変化に対応するため、期間を定めず、必要に応じて見直しを行うものとします。



5 計画の策定体制

(1) 新宮町地域福祉計画等策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「新宮町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、慎重な協議を行いました。

(2) 新宮町地域の福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「新宮町地域の福祉に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	町内在住の満 20 歳以上の町民 2,100 人（地域別・年齢階層別配分調整後無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 30 年 7 月 20 日～8 月 6 日（調査基準日：7 月 1 日）
回収結果	確定配布数：2,094 件（あて所不在による戻り 6 件あり） 有効回収数：1,072 件（有効回収率：51.2%）

(3) 団体ヒアリング調査の実施

地域で活動する各種団体の活動状況とその課題や、福祉サービス提供現場における現状と課題を把握するとともに、各種団体や事業所の視点からの地域福祉推進の方向性を探るため、ヒアリング調査を実施しました。

町内で活動する主な団体に対しヒアリングシートによる回答依頼を行い、21 団体から回答をいただきました。

(4) パブリック・コメントの実施

平成 31 年 2 月 8 日から 3 月 11 日まで計画素案を公表し、町民からの意見募集を行いました。



第2章

新宮町を取り巻く地域の現状



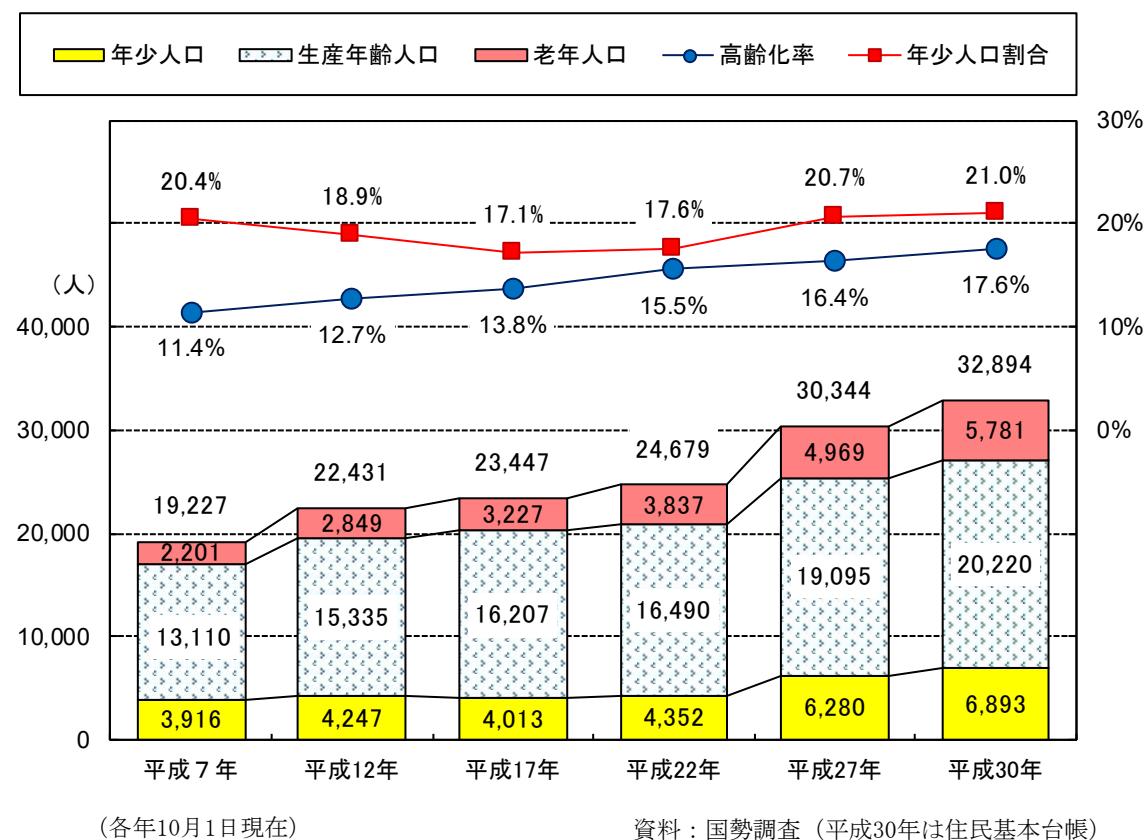
1 急速な人口増加と地域の多様化

全国的に人口減少、少子高齢化が進展する中、本町の総人口は、一貫して増加傾向にあり、年齢3区分のいずれも増加が続いている（図2-1参照）。人口動態を見ても、自然動態、社会動態ともに増加を続けており（図2-2、2-3参照）、特に新宮中央駅前等の宅地開発に伴う比較的若い世代の転入数の増大により、40代前半の人口が最も多く、年少人口割合が高齢化率を上回る、全国的に見ても珍しい人口構造となっています（図2-4参照）。

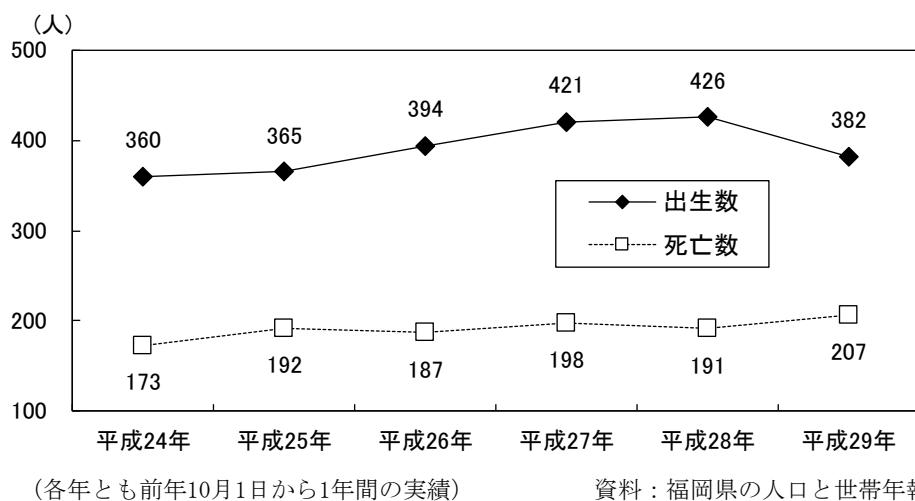
転入数の増加は平成27年をピークに減少に転じていますが、子育て世代の流入によって保育園や認定こども園、さらには学童保育利用者も多くなっています（表2-1、2-2参照）。また、地縁のない場所への転入による世帯の孤立化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加によって子育てに不安や悩みを持つ親も少なくありません。今後も、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援はもとより、施設や相談体制など子育て世代のニーズに対応した施策展開が求められます。

一方、本町においても、東部地域や相島などの一部地域では既に人口減少が進行しており、高齢化率にも大きな地域差が見られます（図2-5参照）。また、現在は一定規模の人口が確保できている地域においても、年数が経過することによって、世帯の高齢化や子どもたち世代の独立により急激な人口減少に転じる恐れがあります。今後の地域福祉の展開に当たっては、地域の形成年代や人口構成の違いによる地域の生活課題の違い、地域の社会資源の違い等、地域特性に応じた取組を考え、実践していくことが重要です。

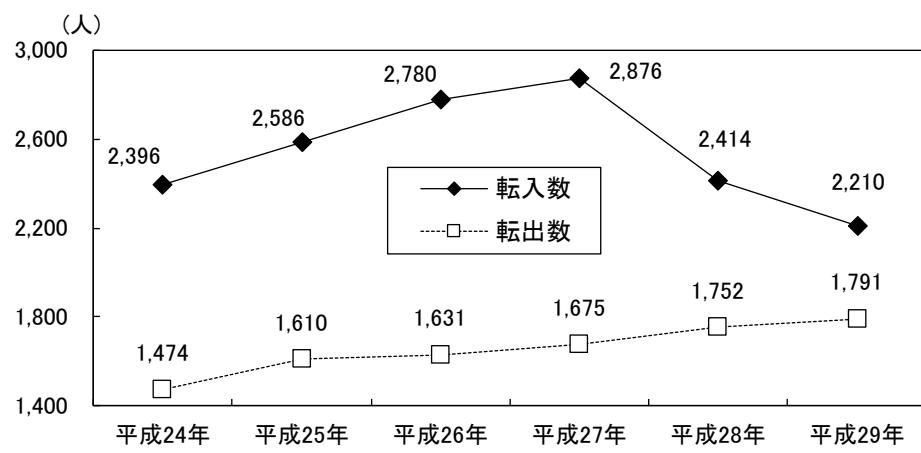
◆ 図 2-1 年齢3区分人口の推移



◆ 図 2-2 人口の自然動態(出生数と死亡数の推移)

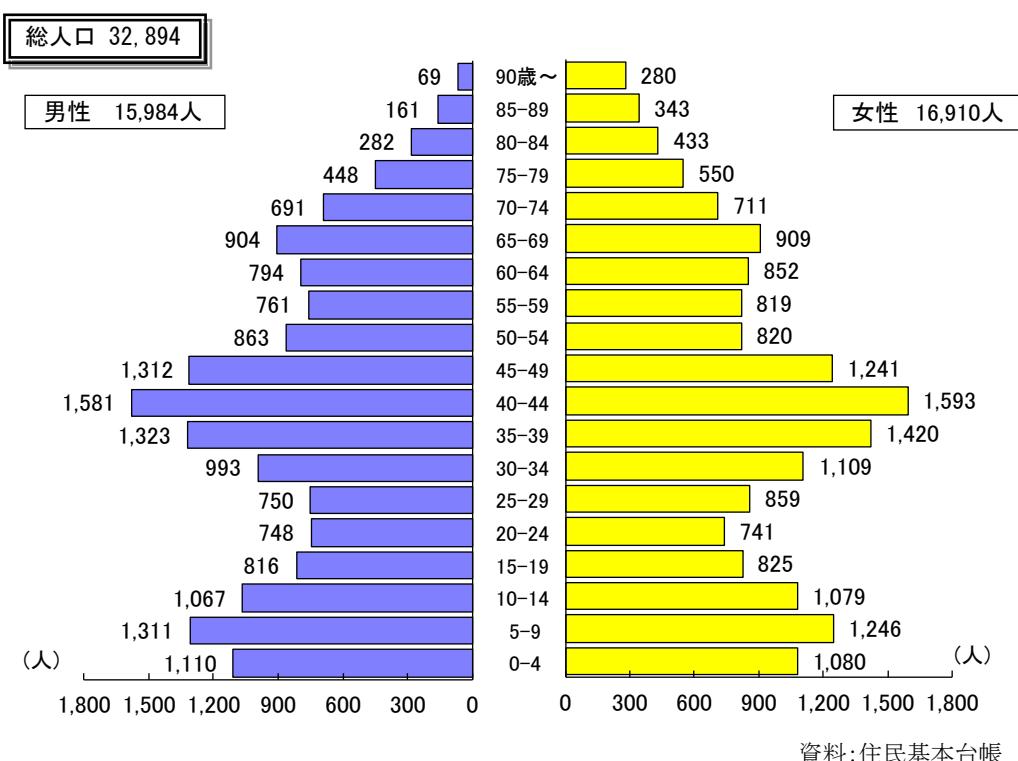


◆ 図 2-3 人口の社会動態(転入数と転出数の推移)



資料：福岡県の人口と世帯年報

◆ 図 2-4 人口ピラミッド(平成 30 年 9 月末現在)



◆ 表 2-1 園児数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
児童数（0～5歳）	2,442	2,681	2,749	2,910	2,824	2,746
幼稚園	876	1,015	1,056	1,039	985	949
保育園	286	305	343	426	473	480
認定こども園	129	245	286	282	287	296
園児数合計	1,291	1,565	1,685	1,747	1,745	1,725
園児数割合	52.9%	58.4%	61.3%	60.0%	61.8%	62.8%

※各年4月1日現在(児童数は3月31日現在)

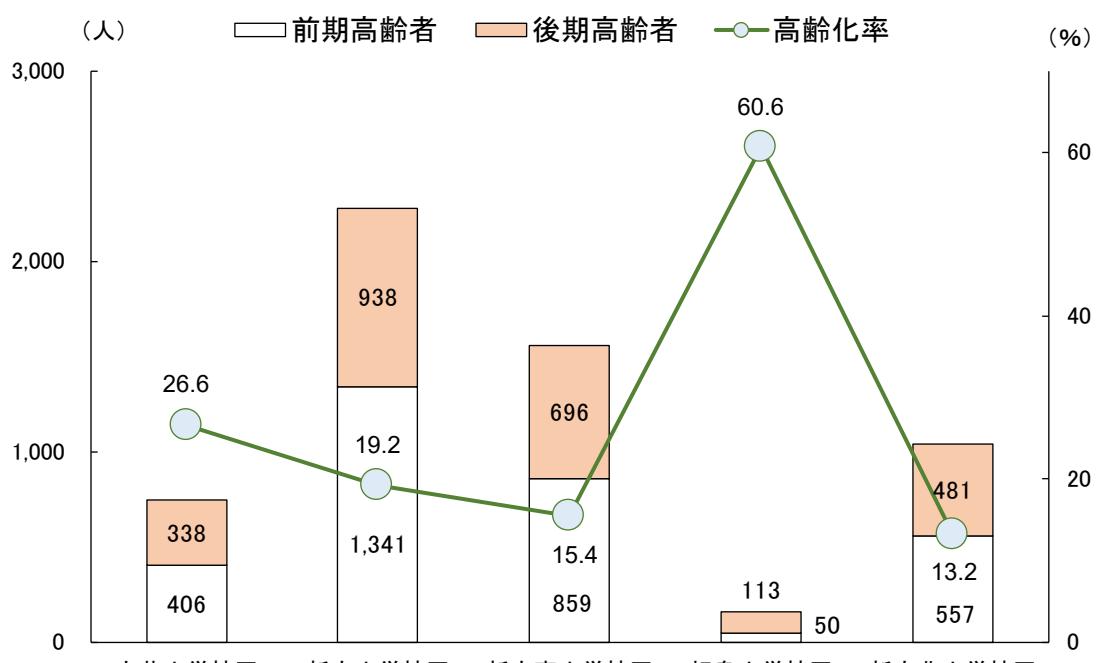
◆ 表 2-2 児童数と学童保育利用者数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
児童（小学生）数	2,052	2,250	2,448	2,633	2,832	2,943
学童保育利用者数	245	306	379	393	462	469
学童保育利用率	11.9%	13.6%	15.5%	14.9%	16.3%	15.9%

※各年5月1日現在

◆ 図 2-5 小学校区別高齢者数及び高齢化率



(平成30年9月末現在)

資料:住民基本台帳

2 要援護者の増加

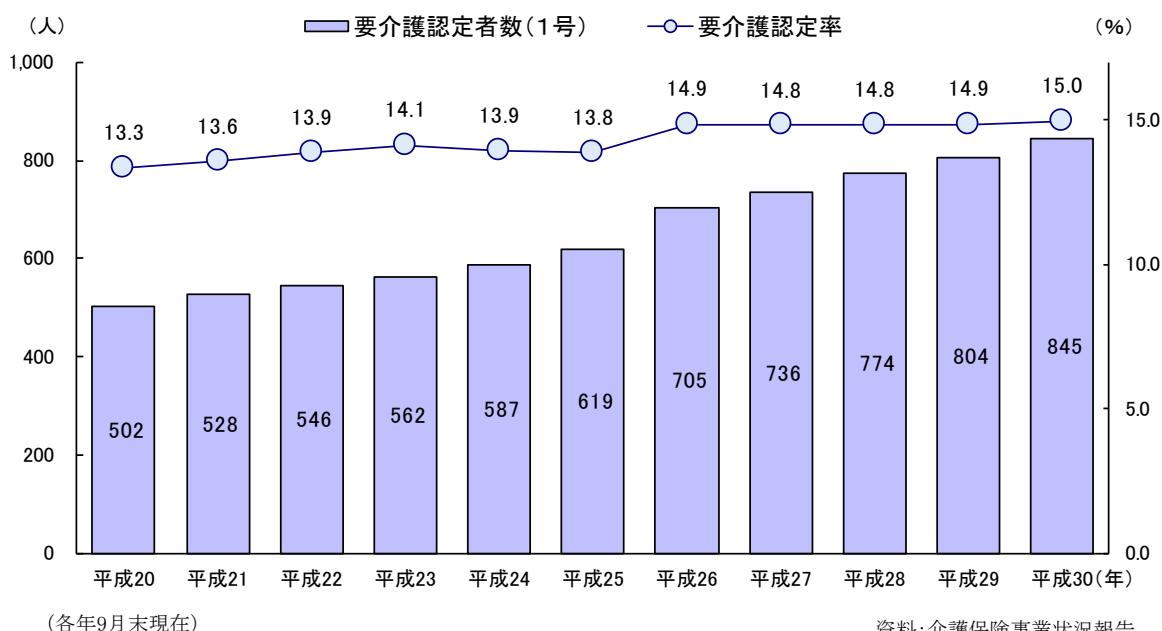
高齢化の進展に伴い、介護をはじめとする何らかの支援を必要とする要援護者も増加しています。

本町における65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移は図2-6に示すとおりで、要介護認定率は平成26年以降横ばいで推移していますが、要介護認定者数は年々増加傾向にあります。団塊の世代がすべて高齢期に突入し、今後数年間は前期高齢者比率が高いことから、認定率の横ばい傾向が続く可能性もありますが、その後は再び上昇に転じることが見込まれており、団塊の世代のすべてが75歳を迎える2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築が大きな課題となっています。

要介護認定者の増大に伴い、介護をする家族の離職等、負担も大きくなります。介護者への情報提供等により、福祉サービス利用や地域社会とのつながりで介護者の負担軽減を図ることも必要です。

一方、各種障害者手帳所持者数についても、概ね増加傾向にあることがわかります（表2-3、2-4、2-5、2-6参照）。また、このほかにも手帳を所持していない発達障がい者や難病患者等、障害福祉サービスの対象となる要援護者は少なくなく、地域における障がい者に対する理解を深め、ともに生きるまちづくりを進める必要があります。

◆ 図2-6 65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



◆ 表2-3 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障がい種別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
視覚障がい	43	37	37	36	34	38
聴覚・平衡機能障がい	71	69	71	74	77	78
音声・言語障がい	7	9	10	9	7	6
肢体不自由	485	487	486	505	498	501
内部障がい	248	259	271	271	292	286
合 計	854	861	875	895	908	909

※各年3月末現在

◆ 表2-4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	218	229	242	292	313	317
2級	161	161	152	157	156	158
3級	161	158	168	133	129	123
4級	208	211	212	207	203	200
5級	48	47	41	46	46	46
6級	58	55	60	60	61	65
合 計	854	861	875	895	908	909

※各年3月末現在

◆ 表2-5 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
A判定	50	53	51	60	61	59
B判定	74	69	74	72	83	96
合 計	124	122	125	132	144	155

※各年3月末現在

◆ 表2-6 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1級	7	7	5	7	10	11
2級	50	51	62	67	78	90
3級	32	35	41	45	54	62
合 計	89	93	108	119	142	163

※各年3月末現在

3 家族形態の多様化

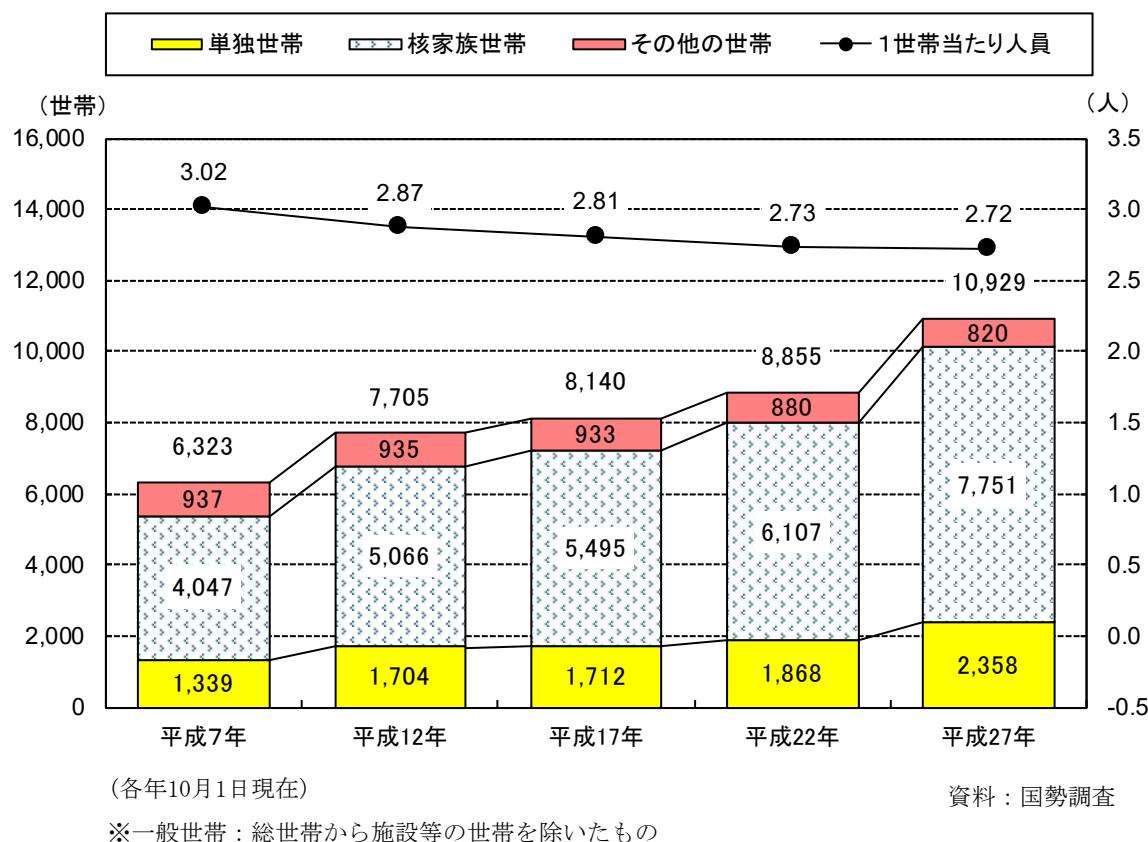
人口構造や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行するだけではなく、近年はさらに単身世帯が増える傾向にあります（図2-7参照）。本町においては、全国に比べると、核家族の割合、特に夫婦と子どもからなる世帯の割合が高くなっています（図2-8参照）。

また、高齢化の進展により、高齢者のいる世帯数も増加の一途をたどっていますが、最近では高齢者単身世帯に加え、高齢者夫婦世帯の割合も増えています（図2-9参照）。

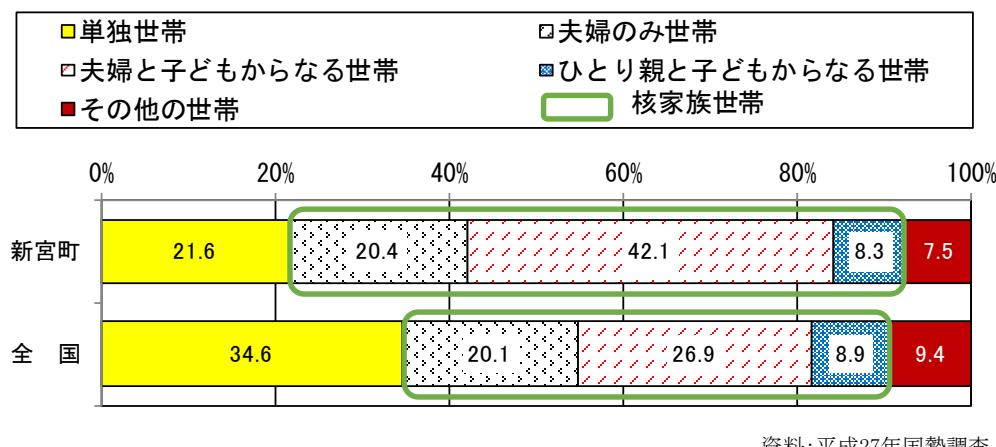
世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭内において、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事や育児を担っていく男女共同参画の視点が重要となっているだけではなく、支援の必要な子どもや高齢者、障がないのある人等を地域で見守る必要性が高まっています。

また、全国的な傾向として見られる近年の離婚件数の増加は、支援の必要なひとり親世帯の増加にもつながっています。本町においても、母子世帯数は増加の一途をたどっています。（図2-10参照）。

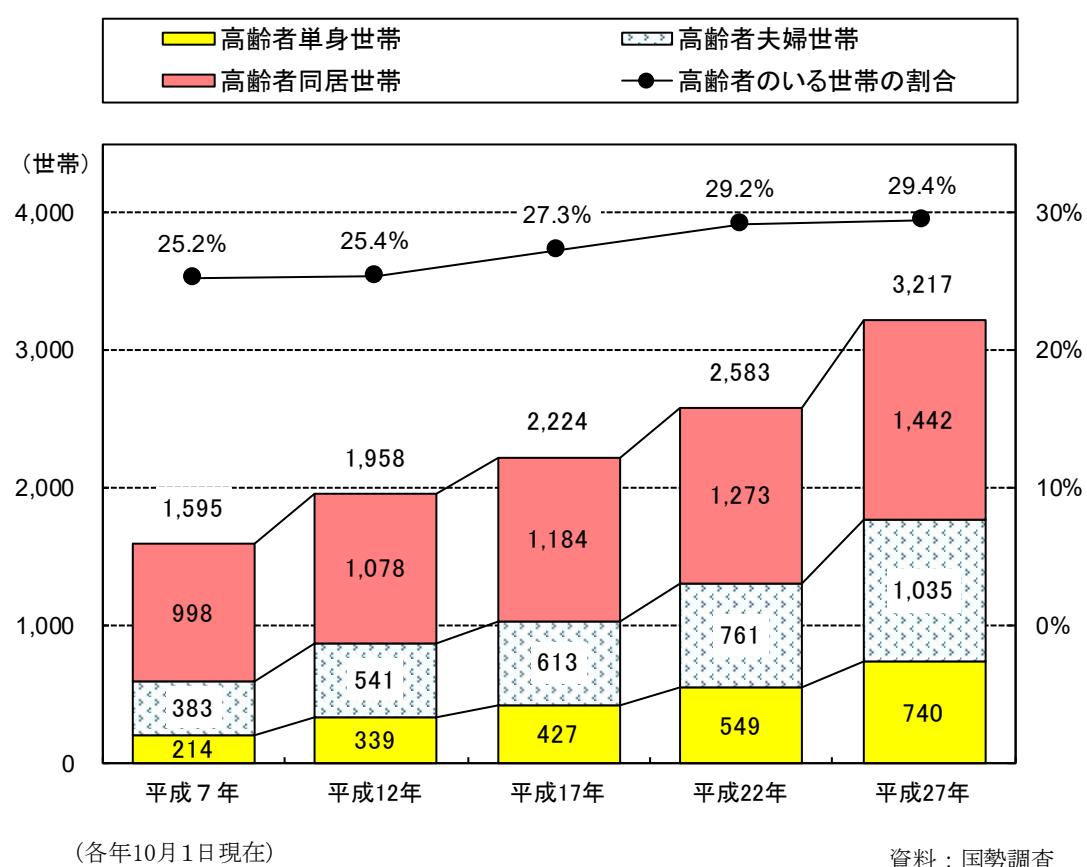
◆ 図2-7 一般世帯数及び1世帯当たり人員数の推移



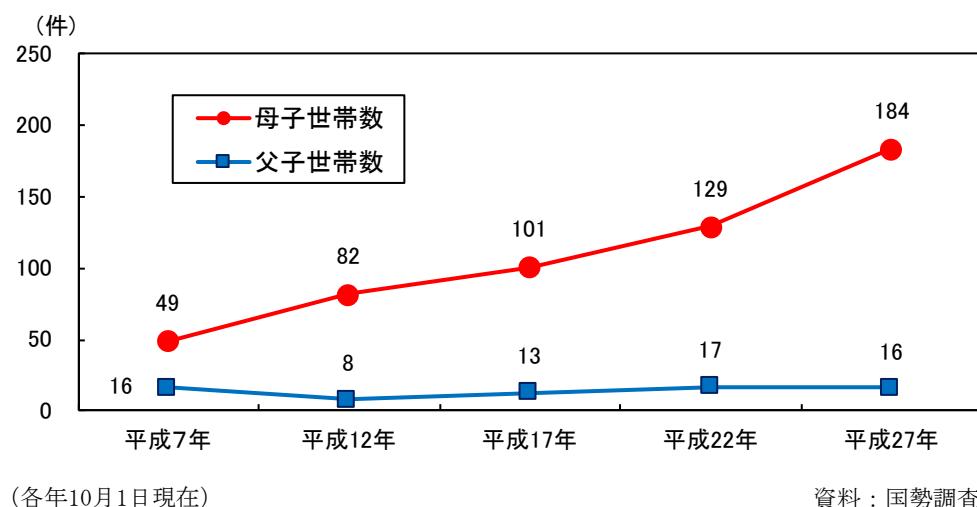
◆ 図 2-8 世帯構成比の全国との比較



◆ 図 2-9 高齢者のいる世帯の状況の推移



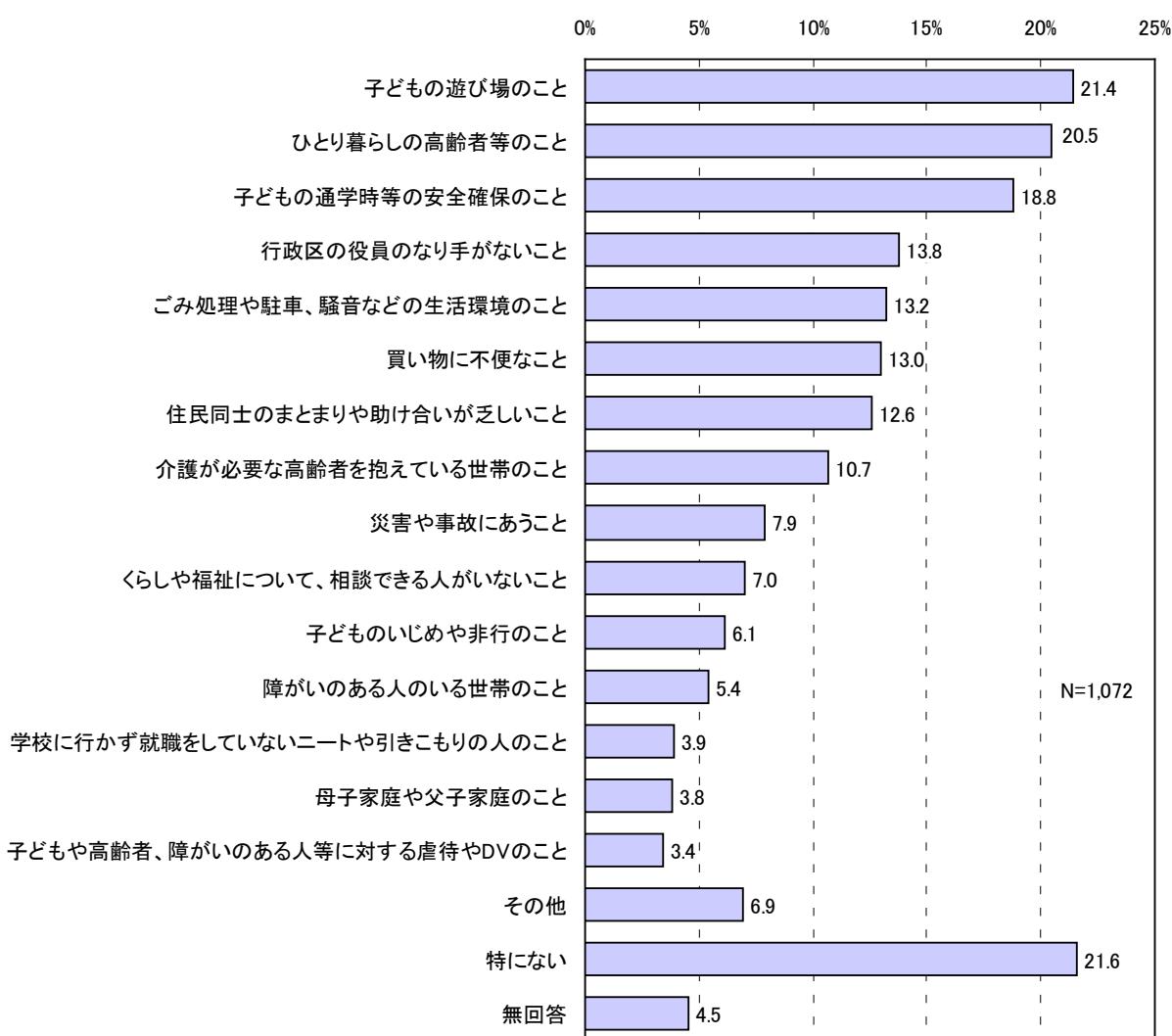
◆ 図 2-10 母子世帯・父子世帯数の推移



4 アンケート調査結果に見る地域の生活課題

(1) 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

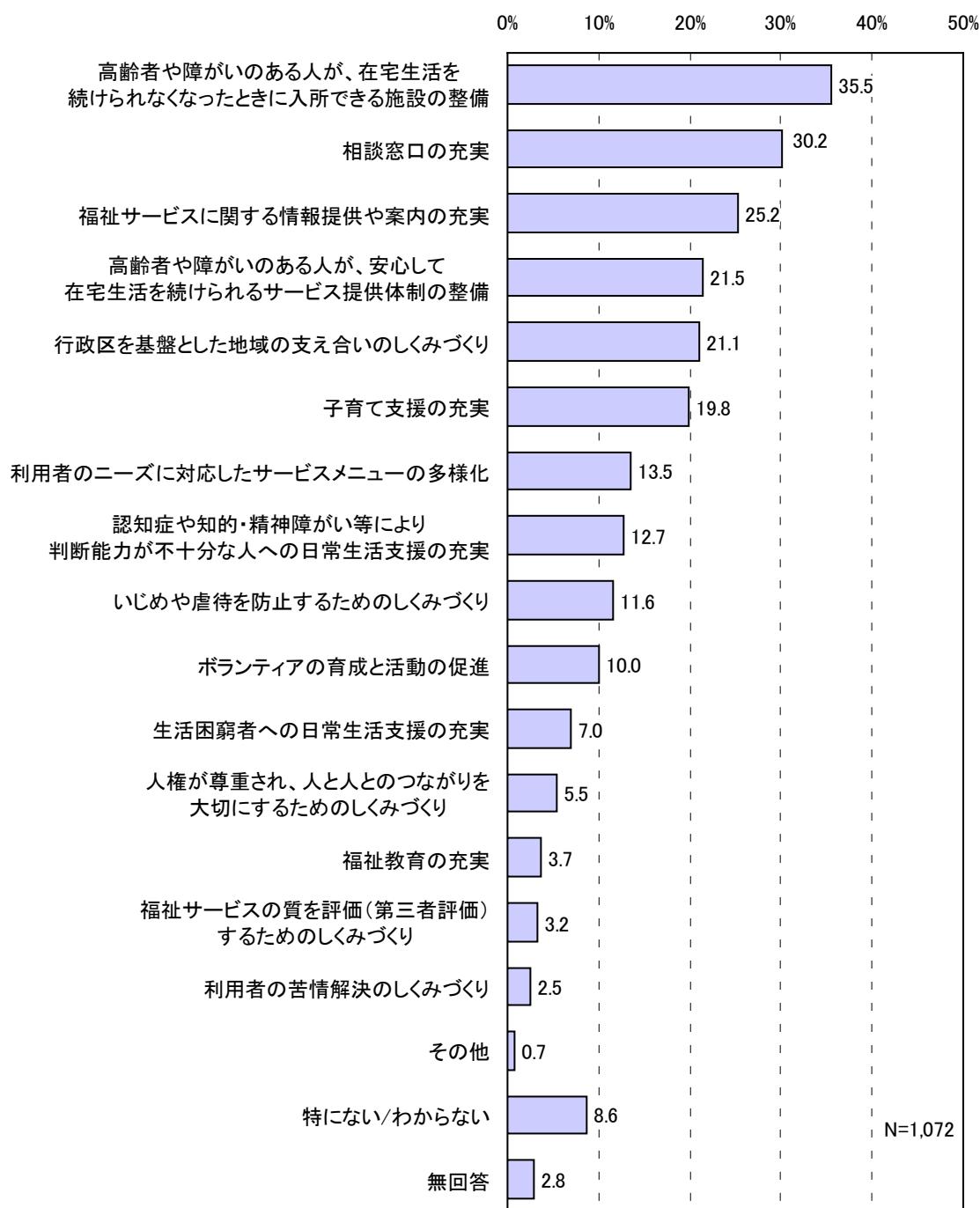
地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題としては、「子どもの遊び場のこと」が21.4%と最も多く、以下、「ひとり暮らしの高齢者等のこと」(20.5%)、「子どもの通学時等の安全確保のこと」(18.8%)、「行政区の役員のなり手がないこと」(13.8%)、「ごみ処理や駐車、騒音などの生活環境のこと」(13.2%)、「買い物に不便なこと」(13.0%)と続いています。



資料：アンケート調査結果

(2) 地域福祉の充実のために町が優先的に取り組むべき施策

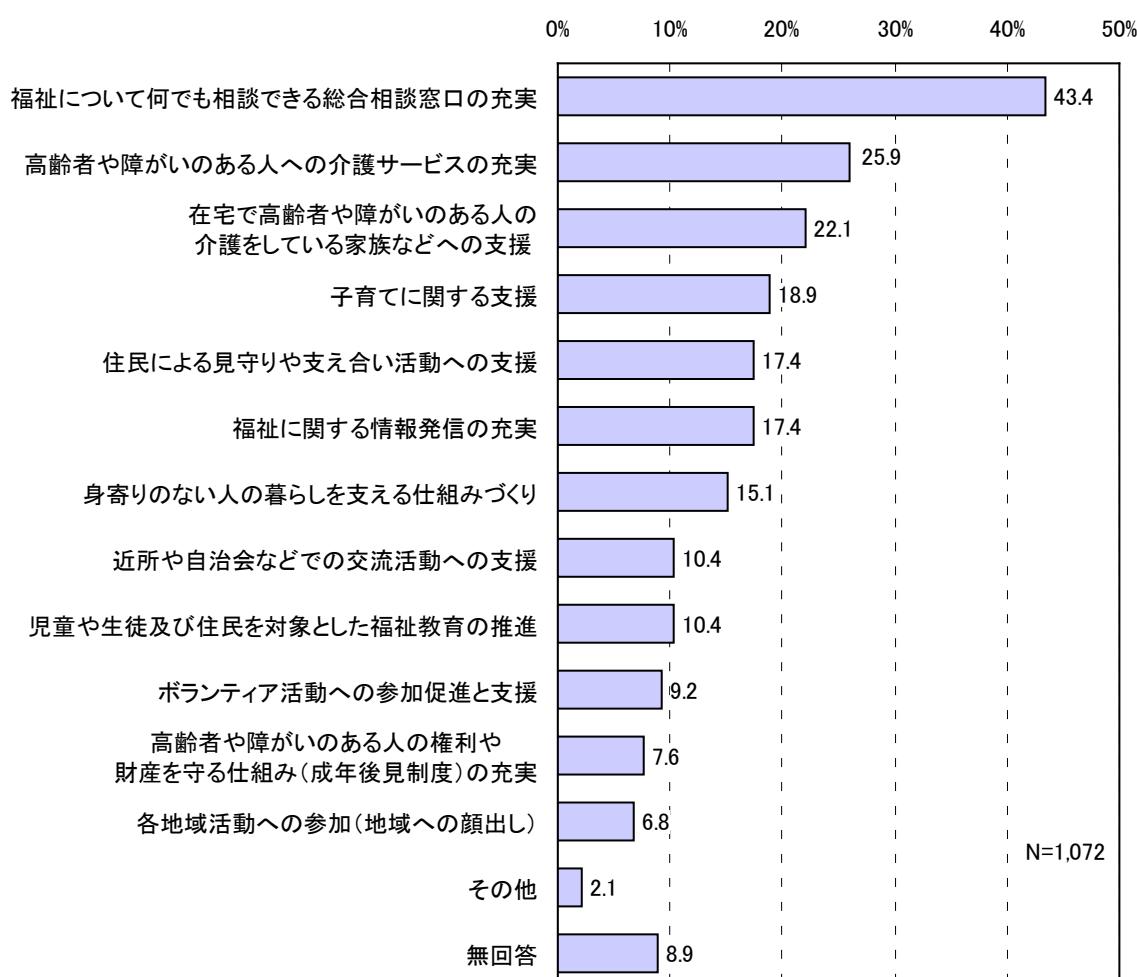
地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策としては、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」が35.5%と最も多く、以下、「相談窓口の充実」(30.2%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(25.2%)、「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(21.5%)、「行政区を基盤とした地域の支え合いのしくみづくり」(21.1%)、「子育て支援の充実」(19.8%)と続いています。



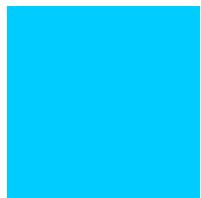
資料:アンケート調査結果

(3) 新宮町社会福祉協議会の活動として、今後充実してほしいこと

新宮町社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいこととしては、「福祉について何でも相談できる総合相談窓口の充実」が43.4%と最も多く、以下、「高齢者や障がいのある人への介護サービスの充実」(25.9%)、「在宅で高齢者や障がいのある人の介護をしている家族などへの支援」(22.1%)と続いています。



資料：アンケート調査結果



第3章

計画の基本的な考え方



1 前計画の総括

前計画では、住民アンケートのほか、全 23 行政区中 21 行政区における地域ワークショップ（うち 1 行政区は聞き取りによる意見聴取のみ）等で出された地域の課題を踏まえ、3 つの基本目標と 17 の取組の柱を定め、施策の体系化を行っていました。計画期間中、町では、町社会福祉協議会の協力の下、ひとり暮らし高齢者等を対象とする見守りネットワークをはじめとする行政区単位での小地域福祉活動の支援を行うとともに、高齢者の地域包括ケアシステム構築の一環として、新たに地域生活支援コーディネーターを配置し、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」を立ち上げ、グループワークを重ねるなど、町民との協働で「人にやさしい地域づくり」に取り組んできました。その結果、行政区による温度差こそあれ、小地域福祉活動の輪は少しずつではありますが、確実に広がりつつあります。

しかし、前計画策定時に町民から出された地域の生活課題は、5 年経った今も現実に存在し続けています。しかも、その中には今後高齢化が進展することにより、さらに深刻化することが予想されるものも少なくありません。また、ここ数年の急速な人口増加地域においては、近所付き合いの希薄化やコミュニティ機能の弱体化に拍車がかかるのではないかという懸念もあります。さらに、若年者の引きこもりや、ストレス社会が生み出すこの病の問題、格差社会が生み出す生活困窮者や子どもの貧困の問題など、比較的新しい生活課題への対応も考える必要があります。障害者差別解消法やいわゆるヘイトスピーチ防止法の施行等で注目される差別解消への取組や LGBT への対応等も、地域共生社会の実現を目指す上で、避けては通れない課題となっています。そして、こうした現状は、生活課題の解決や地域福祉推進の難しさとともに、その必要性と重要性を改めて私たちに認識させるものでもあります。

本計画では、前計画期間中に育った小地域福祉活動の輪を途切れさせることなく、さらなる拡大を図るとともに、社会情勢の変化等による比較的新しい地域の生活課題にも対応できる地域づくりを進める必要があります。

また、前計画ではできていなかった取組みの評価について、本計画では、それぞれの主体がを目指すべき方向性と目標を共有し、成果の検証を相互にできるよう努めます。

2 計画の基本理念

みんなの力で人にやさしい地域づくり

第5次新宮町総合計画では、「まちづくりの基本理念」として「人にやさしいまちづくり」が、分野別の基本目標の一つとして「みんなの力で地域づくりを進めるまち」が掲げられています。地域で暮らす様々な人々の個性や価値観を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えている人がいたとしても、その人の基本的人権を認め、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、ともに生きる社会をつくっていかなければなりません。

この計画では、前計画に引き続き、第5次新宮町総合計画の基本的な考え方や「新宮町協働のまちづくり指針」に則り、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人一人が地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、「みんなの力で人にやさしい地域づくり」を目指します。

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、前計画の成果と新しい課題を踏まえつつ、町と町民が目指すまちの姿を、以下のように4つに再編し、計画の基本目標とします。

★基本目標1★

お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

価値観が多様化し、生活の利便性が飛躍的に高まった現代においても、私たちは一人では生きていけません。様々な関わり合いの中で暮らしていることを再認識する必要があります。また、支えを必要としている人を可能な範囲で支援することは、地域でともに生きる人としての大切な役割でもあります。

人と人のふれあいが少なくなりがちな昨今、本町では、地域における交流を促進するとともに、行政区単位で地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動など住民主体の地域福祉活動の展開を図り、「お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり」を推進します。

★基本目標2★

安心して暮らせる地域づくり

全国各地で頻発する自然災害のほか、人や物の行き来が多くなった現代社会では、犯罪や事故など、住民の安全・安心に対する脅威も少なくありません。

本町では、地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、ひとり暮らし高齢者等の見守りはもとより、災害時の避難行動要支援者の避難支援も含めた地域の防災力や防犯力を高め、誰もが「安心して暮らせる地域づくり」を推進します。

★基本目標3★

健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、健康づくりに対する関心を高め理解を深めていくことが、ますます重要となってきています。日頃から、一人一人が健康で、いつまでもいきいきと暮らすことは、地域全体にとっても活力の向上につながり、地域福祉を支える基盤ともなります。

本町では、住民一人一人が健康への意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践するとともに、就労や生涯学習、ボランティア活動など、生きがいを感じることのできる機会を増やし、「健やかにいきいきと暮らせる地域づくり」を推進します。

★基本目標4★

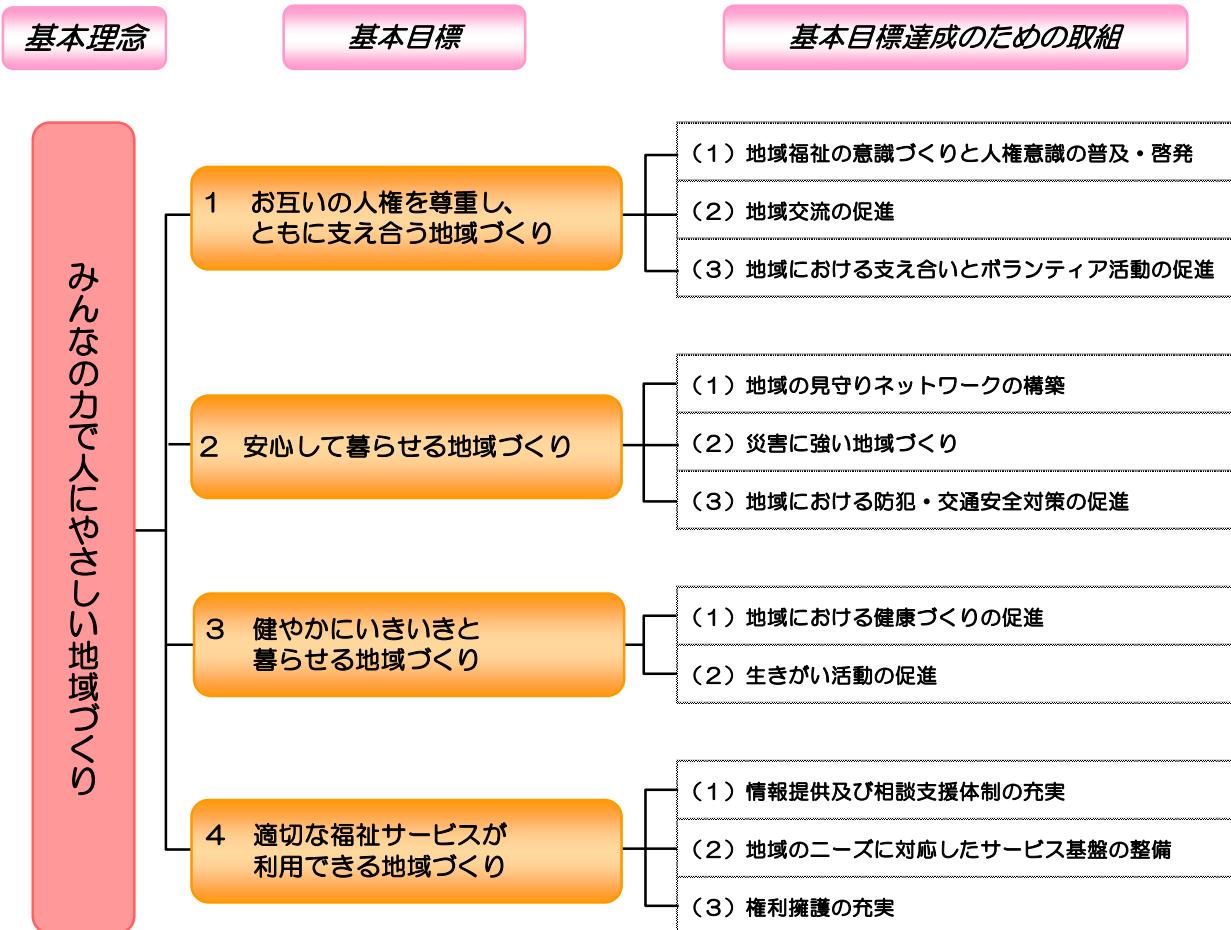
適切な福祉サービスが利用できる地域づくり

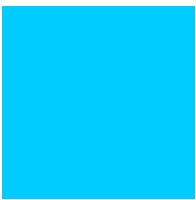
地域で暮らしていく中で、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも、自分に適した質の高いサービスを、自らの意思で選択し、利用できる状態にあることが重要です。

本町では、専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、福祉サービスに関する情報提供・相談支援体制の充実を図るとともに、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」の議論を基に、新しい互助・共助によるサービス創設も検討しながら、「適切な福祉サービスが利用できる地域づくり」を推進します。

4 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取組項目を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにします。





第4章

基本目標ごとの取組



基本目標 1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

1 地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発

(1) 現状と課題

住民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いの仕組みをつくったりするためには、まずは住民の地域意識（地域に関心を持ち、地域を知ること）を高める必要があります。

本町には住宅開発により新住民が多く居住する地域がある一方で、まだ昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている地域もあるものの、以前に比べその希薄化が進んでいることは多くの町民の実感でもあります。アンケート調査結果によると、「地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか」という問い合わせに対し、80.8%と大半の人が「必要だと思う」と回答している（図4-1参照）。一方で、現在の近所付き合いの程度について「とても親しく付き合っている」、「わりと親しく付き合っている」と回答した人は38.3%（図4-2参照）、近所付き合いを「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」、「なくても困らないので、あまりしたくない」と回答した人は23.2%となっています（図4-3参照）。しかも、近所付き合いの程度、考え方については年齢階層による差が顕著で、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立ちます。

地域意識を高めるには、隣近所や行政区等の役割を再認識する必要があります。隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図る必要があります。

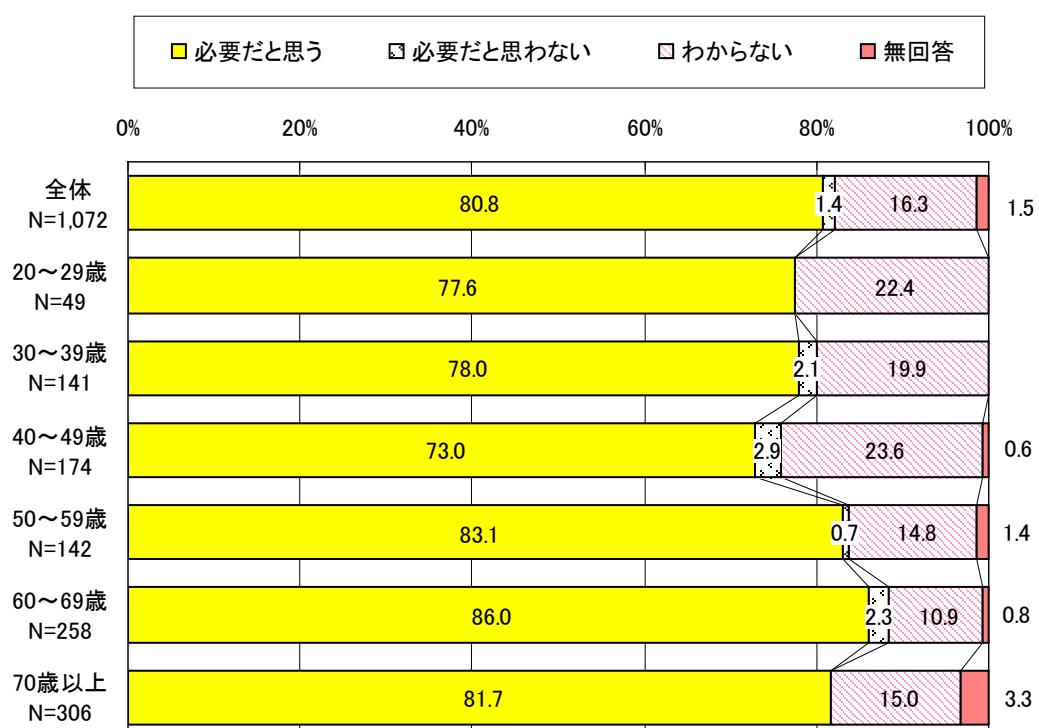
一方、高齢化の進行による要援護者の増大は、福祉を住民にとって身近なものとし、住民の福祉に対する関心を高めることになりました。しかし、そこで多くの住民がイメージする「福祉」とは、「何らかの支援を必要とする特定の人に対して、行政ないしそれに準じる公的機関がサービスを提供すること」といった、旧来の意味合いの福祉です。そこでの住民はあくまでサービスの受け手という存在です。

しかし、地域福祉は、行政をはじめとする専門家の枠内だけで推進するものではなく、地域住民自らが担い手となって行動していくものです。ともに支え合う地域づくりを推進するためには、住民一人一人の福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を

行いながら、行政と地域住民が車の両輪として協働していくことが求められます。

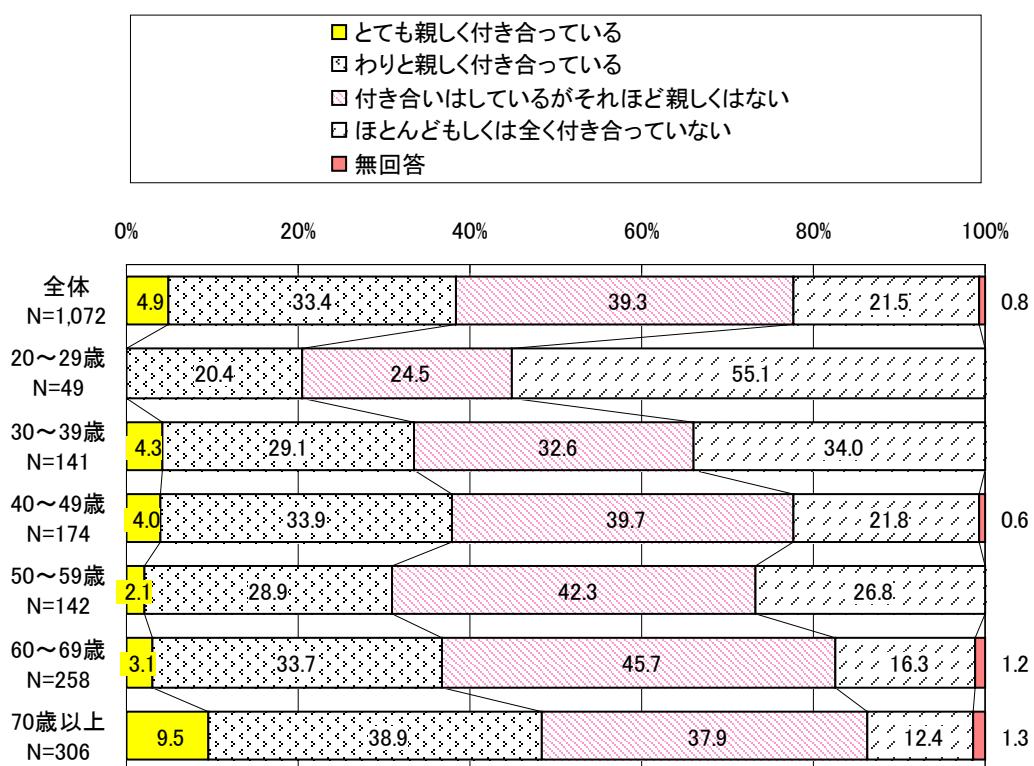
また、地域には、男性、女性、性的少数者、子どもや高齢者、認知症の人、障がいのある人、外国人など、さまざまな人が暮らしています。すべての住民があらゆる人を分け隔てなく受け入れ尊重することが求められています。本町では、「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、さまざまな場で人権教育・啓発を推進していますが、今後は社会福祉施設の職員や民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉を担う人材はもとより、広く町民を対象とした人権研修等により人権意識の向上を図ることも重要です。貧困や失業に陥った人々、障がいや認知症を有する人々、外国人、LGBT等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「地域共生社会」の視点に立って、共生感あふれる支え合いの地域づくりを推進していかなければなりません。

◆ 図 4-1 地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思うか



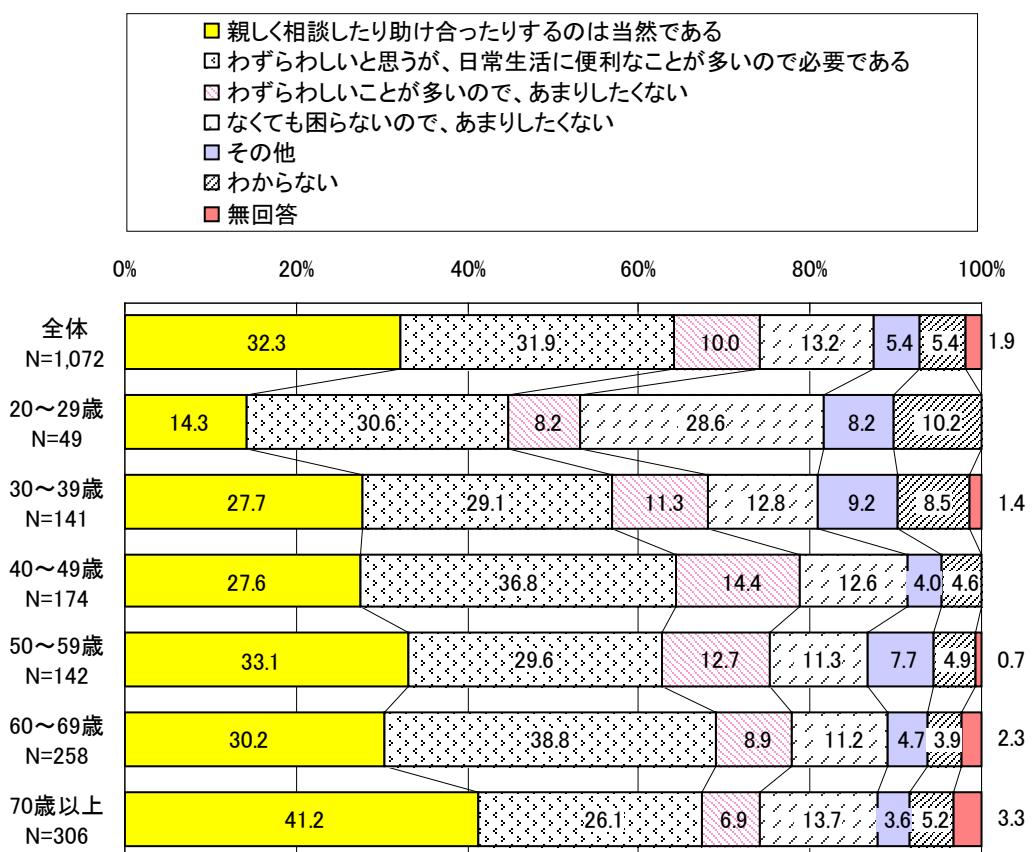
資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-2 現在どの程度近所付き合いをしているか



資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-3 近所付き合いに対する考え方



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。

また、福祉を担う人材への人権研修はもとより、学校、行政、社会福祉協議会の連携の下、人権教育・福祉教育の充実に努め、町民全体の人権意識・福祉意識の向上を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域の情報に关心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 一人一人が人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようになります。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人一人がお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域ワークショップの開催など、地域の生活課題について話し合う機会をつくります。
- 公民館出前講座などを開催し、地域福祉について学ぶ機会をつくります。
- 住民同士の自主的な話し合いの中で、地域参加の意識付けを行うためのルール作りを行い、地域活動の習慣化を図ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 高齢者や障がい者の疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、障害福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 住民福祉講座や福祉体験学習、地域ワークショップや支え合いマップづくり等を通じ、住民の福祉学習を促進します。
- さまざまな機会、広報媒体を活用し、住民の福祉意識の向上に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 「第5次新宮町総合計画」や各個別計画に基づく住民との協働の推進や、福祉教育、各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行うとともに、先進的な他地区の取組内容等に関する情報提供に努めます。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針」を踏まえながら、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 社会福祉施設職員や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う人材を対象に人権に関する基礎的な研修や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法など、差別解消を目的とした法律を盛り込んだ研修を実施し、人権意識の向上を図ります。
- 福祉教育の充実により、心のバリアフリーや地域共生社会の理念の浸透を図ります。
- 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。

2 地域交流の促進

(1) 現状と課題

地域福祉や支え合いは、決して強制されるものではなく、町民一人一人の心が源となって広がっていくべきものです。目指す方向性はゆるやかに共有しながらも、一人一人が自らの目線で地域社会の一員として、楽しく、いきいきと、生きがいを持って暮らしていくことが大切です。

その意味では、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やしていく、という発想がより重視されるべきであり、交流が活発に行われることが、お互いを知り、思いやりの心を持つための第一歩になると考えられます。

全国的に孤立化が叫ばれ、高齢者の孤立死や子どもの虐待事件がニュースになるなど、地域におけるコミュニケーション不足が顕在化する場面も少なくありませんが、本町においては決してそういうことのないように地域の交流を促進する必要があります。

地域で交流を進めていくには、地域住民の一人一人が、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。既存の公共施設の有効活用等による活動の場の確保を進めるとともに、各種行事やイベントの開催等地域住民が交流できる広場、機会、空間等の居場所づくりを、施設という形態にとらわれず、創意工夫で実現していくことも大切です。話題があり、集まる理由があれば、そこには様々な場ができます。集まるきっかけ・仕掛けを考え、実践していくというソフト面からの場づくりが重要です。

また、既に行われている地域サロン事業（ふれあいいきいきサロン・子育てサロン・地域カフェ）や公民館を中心とした世代間交流等、交流やふれあいの場を設けるための事業については、より多くの地域で、より多くの住民、より多くの世代の交流が可能となるようその拡充が必要です。

さらに、町内で各種サービスを提供している福祉事業者においても、サービス利用者とその家族だけでなく、地域住民にも事業内容を理解していただき、サービス利用者と地域住民との交流を促進するような取組が求められます。

(2) 今後の取組

地域における住民の交流を促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加します。
- 隣近所や趣味をともに楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
- 子育ての当事者は、子育てサロンや子育てサークルに参加するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくるよう努めるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識してもらえるよう努めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域公民館や空き家等を地域の交流の場として活用していきます。
- 新しく転入した住民が地域に溶け込みやすい方策を考え、実践します。
- 子ども会・育成会や老人クラブなどと連携を進めることで、世代間交流を図ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域サロン事業（ふれあいいきいきサロン・子育てサロン・地域カフェ）などを通じて、住民の交流やふれあいの場を推進します。
- 地域サロン等で活動できるボランティアを養成し、派遣します。

【行政が取り組むこと】

- 地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
- 住民の交流の現状や情報等を、町の広報やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
- 子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。
- 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集、発信に努めます。

3 地域における支え合いとボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

本町では、できるだけ住み慣れた地域での暮らしを支えるために、行政区福祉会を中心とした小地域福祉活動の基盤づくりを行い、福祉委員と民生委員・児童委員、老人クラブ、育成会などが連携しながら、高齢者などの見守りネットワークの構築など、地域の特性に応じた福祉活動の推進を行っています。

アンケート調査の結果を見ると、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかという問い合わせに対しては、「災害時の手助け」が55.2%、「安否確認の声かけ」が43.4%、「買い物の手伝い」が29.8%、「通院など外出の手伝い」が28.0%と続いている（図4-4参照）。また、逆に隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があつたらどのような手助けができるかという問い合わせに対しては、「安否確認の声かけ」が65.7%と最も多く、次いで「災害時の手助け」（46.1%）、「話し相手や相談相手」（32.1%）と続いています（図4-5参照）。してほしいことと、できることには少し違いが見られますが、今後、このような地域で手助けしてほしいことや地域でできることが地域の中で日常的に当たり前になされるよう、支え合いの仕組みづくりをさらに推進する必要があります。

一方、このような支え合いを有効なものとするためには、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するなど、新たな人材の育成が課題となります。本町では、町社会福祉協議会が、住民のボランティア活動への参加促進と支援を図っています。平成30年4月1日現在、福祉ボランティア7団体162人と個人ボランティア77人、特技ボランティア24人が登録されています。また、行政区や老人クラブの活動など地域活動はそのほとんどが実質的にはボランティアであり、ボランティアをしているという認識はなくても、地域活動を通してボランティアを実践している人は少なくありません。

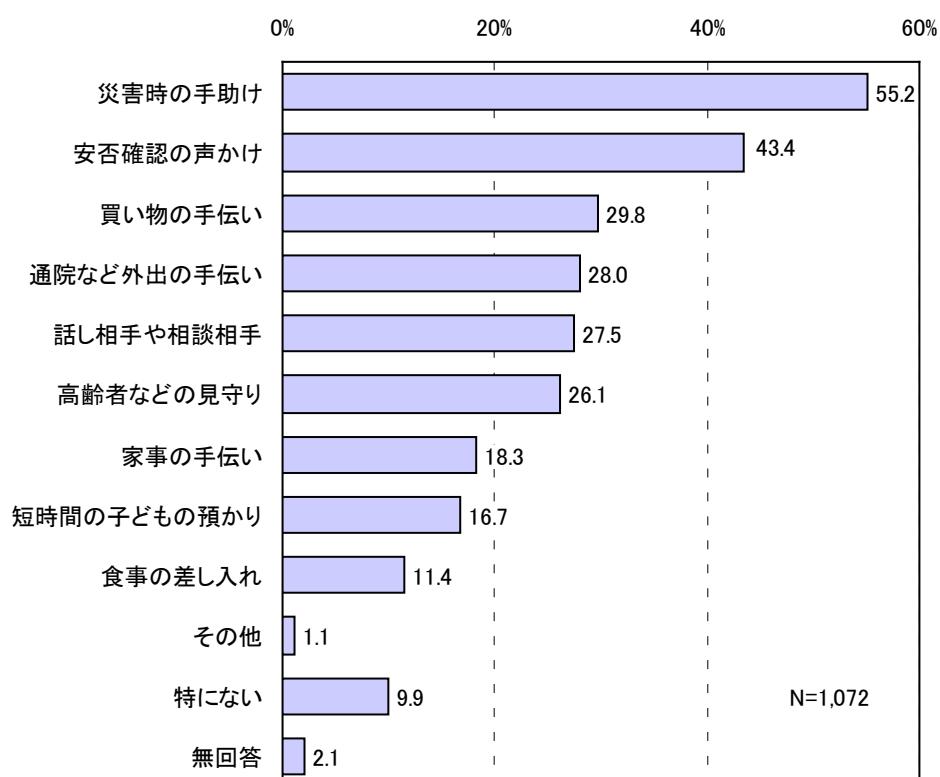
アンケート調査結果によると、何らかの地域の活動に参加したことがある人は全体の72.0%となっています（図4-6参照）。ボランティア活動に参加する動機は人それぞれです（図4-7参照）が、あくまでも、自らの活動意欲・意思を尊重し、今後もボランティア人材の発掘・育成、ボランティア組織の育成を進めていく必要があります。

また、地域活動に参加する際に苦労すること、又は参加できない要因となっていることについては、「活動する時間がない」（31.8%）に次いで、「参加するきっかけが得られない」（21.4%）、「身近に参加したいと思う適当な活動や共感する団体がない」（17.7%）、「身近に一緒に参加できる仲間がない」（15.3%）などが上位に挙がっており（図4-8参照）、福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために、

どのようなことに取り組む必要があるかを尋ねた問い合わせに対する回答では「活動に関する情報提供」が51.6%と圧倒的に多くなっています（図4-9参照）。

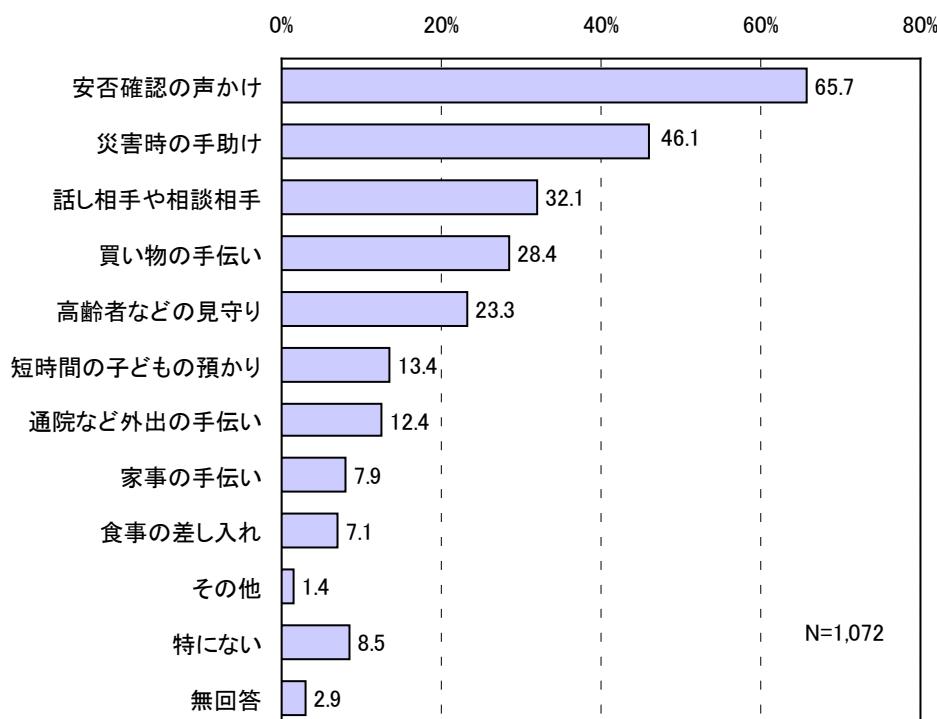
今後も、町社会福祉協議会などと連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、町民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

◆ 図4-4 自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか



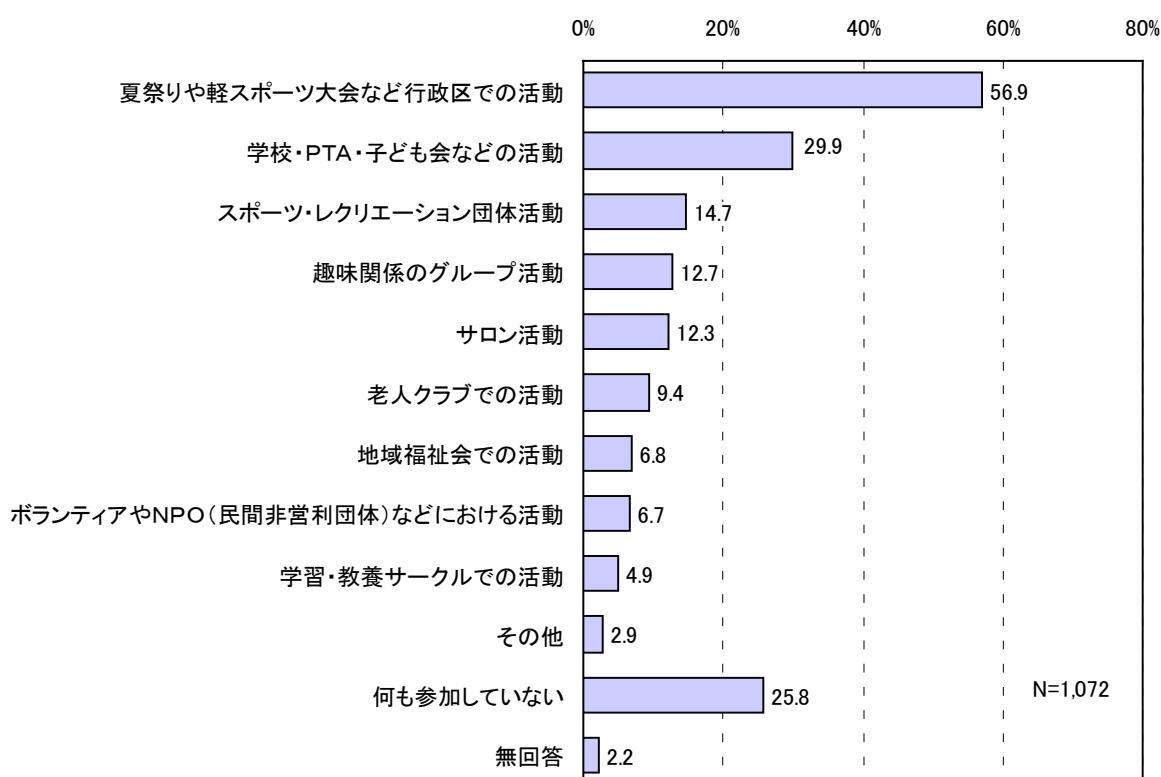
資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-5 隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てで困っている家庭があつたらどんな手助けができるか



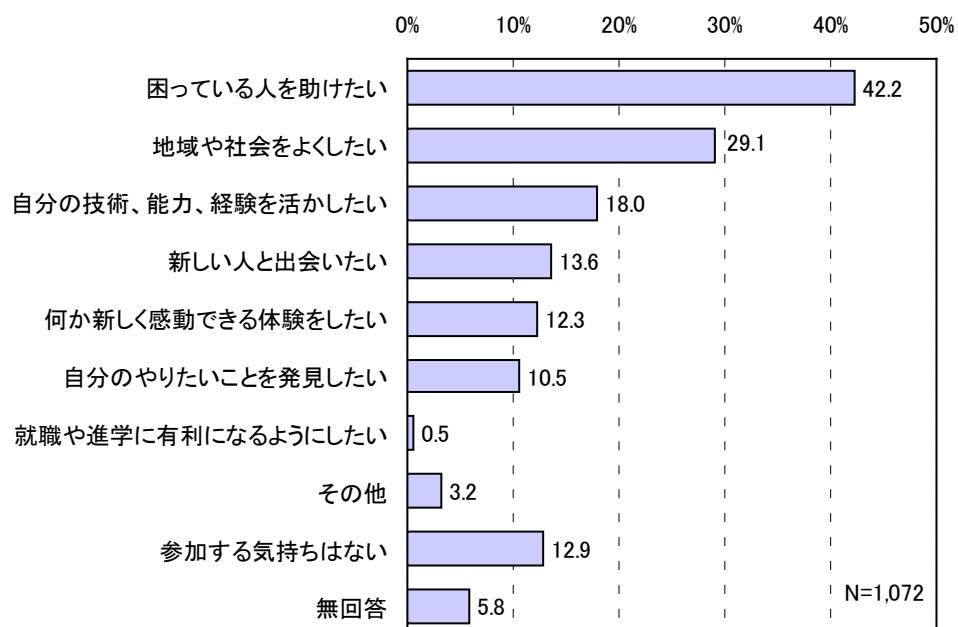
資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-6 地域の活動に参加しているか(参加したことがあるもの)



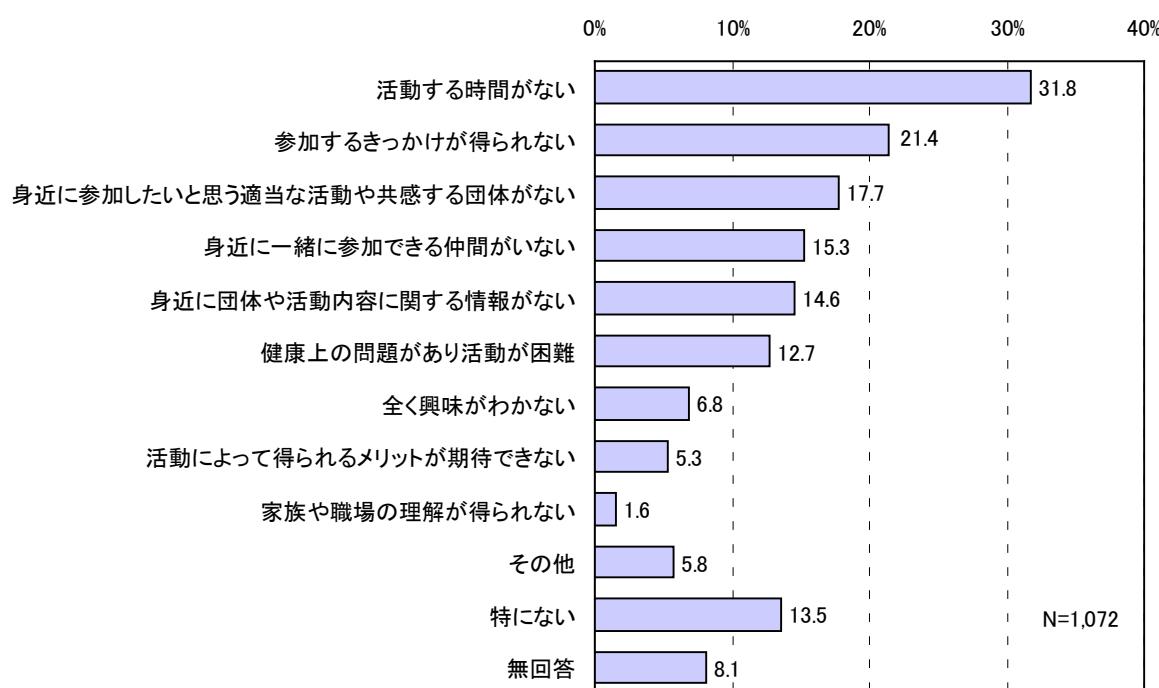
資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-7 ボランティア活動に参加するとしたら、何が動機になるか



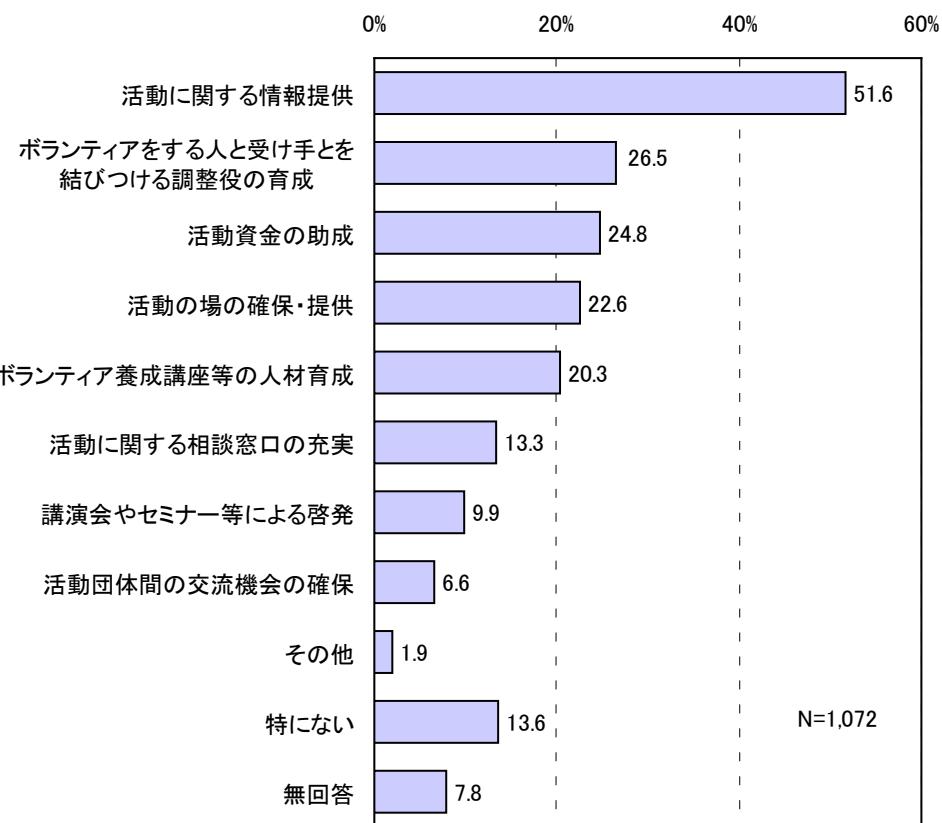
資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-8 地域活動に参加する際に苦労すること、又は参加できない要因となっていること



資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-9 福祉に関するボランティア活動等をもっと盛んにするために、
どのようなことに取り組む必要があるか



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

地域における助け合い、見守り、声かけ活動をはじめとする地域福祉活動の強化を図るために、小地域におけるネットワークづくりを進め、情報の交換と共有を行い、地域における支え合いの仕組みを実現します。

また、住民のボランティア参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。さらに、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、町社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営支援はもとより、新しい支援ニーズに合わせた地域ボランティアの育成に努めます。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
- 地域で支え、支えられる関係をつくります。
- 町や町社会福祉協議会が実施する講演会や研修会に積極的に参加します。
- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域のことについて考える時間を持ちます。
- ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉委員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。
- 地域福祉活動に必要となる個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルールづくりに取り組みます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
- 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。
- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。
- 地域の実情に即した地域福祉活動やネットワーク型の支援活動がそれぞれの地域で展開されるよう、地域福祉活動の支援や関係機関・団体との連携等に取り組みます。
- 様々な講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
- 地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った新しい地域ボランティアの育成支援を行います。
- 学校におけるボランティア活動を支援します。

【行政が取り組むこと】

- 町社会福祉協議会等と連携し、福祉ネットワークの推進を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供を行います。
- 民生委員・児童委員の基本的役割と活動内容を住民に周知するとともに、連絡・調整と相談の効果的な進め方等、民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を行います。
- ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。
- 住民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。
- 住民が多様な活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

1 地域の見守りネットワークの構築

(1) 現状と課題

本町では、平成22年3月、各関係機関・団体からなる新宮町見守りネットワーク協議会を立ち上げ、行政区での組合単位の見守り活動体制づくりと、見守りに協力してもらえる事業所との連携により、孤立者の早期発見と問題の早期解決を目指す体制づくりを推進しています。

しかし、地域住民による見守り体制づくりには、行政区による温度差が見られ、未だに民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブによる見守り活動が中心となっています。高齢者の増加に伴い、今後も見守り対象者の増加が予想される中、日頃の見守りはもとより、緊急時や災害時の地域における助け合いについても担い手が不足しており、地域住民の見守り活動への参加促進を図る必要があります。

(2) 今後の取組

見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立生活を送れるよう、行政区福祉社会をはじめとする地域の関係機関等と連携しながら、地域の見守りネットワークの構築を推進します。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 隣近所、友人への声かけを行います。
- 心配な人の情報は、地域の民生委員・児童委員や福祉委員に知らせます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉委員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の見守りに必要となる情報交換に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いの仕組みづくりを支援します。
- 地域の実情に即した地域福祉活動やネットワーク型の支援活動がそれぞれの地域で展開されるよう、地域福祉活動の支援や関係機関・団体との連携等に取り組みます。

【行政が取り組むこと】

- 町社会福祉協議会等と連携し、見守りネットワークの構築を支援し、町全体の見守りネットワークを推進します。
- 見守りに協力してくれる企業との連携を図ります。
- 地域では解決できない困難事例について、専門機関との連携による解決を図ります。

2 災害に強い地域づくり

(1) 現状と課題

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、近年、地震や台風、豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要援護者の視点での対策もまた、緊急な課題となっています。

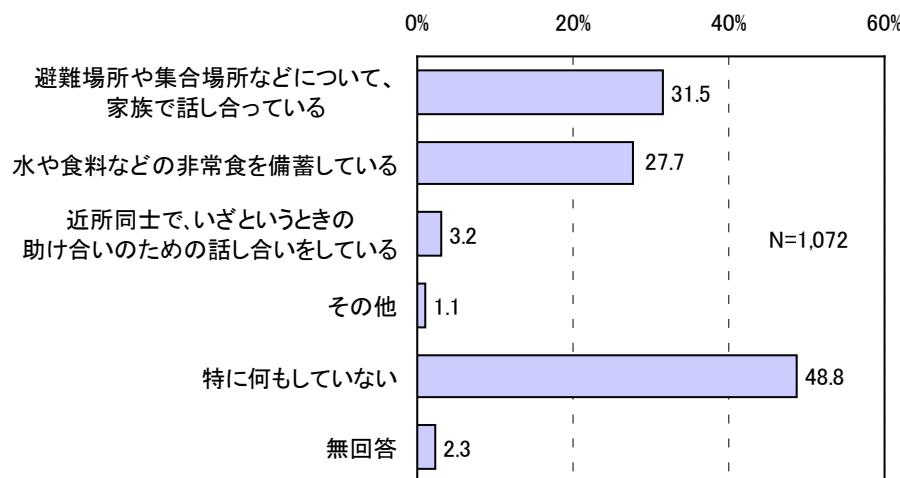
近年の地域福祉をめぐる動向として、防災に対する住民の不安を地域福祉の視点から解決しようとする動きが活発になっています。過去の被害経験の有無にかかわらず、住民、行政の双方が、あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められています。特に、災害時に自力では避難が困難な避難行動要支援者といわれる高齢者や障がい者等は、災害時に特別な支援を必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、地域福祉においては、要支援者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。

すでに述べたように、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかという問い合わせに対し、「災害時の手助け」は55.2%と最も高い割合となっています（図4-4 参照）。しかし、一方で、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人が48.8%を占めている（図4-10 参照）という現実もあります。

本町では、「新宮町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、民生委員・児童委員の協力を得ながら災害時に援助を必要とする要援護者の把握に努めています。今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図る必要があります。特に、避難行動要支援者については、それぞれの要支援者ごとにその避難を支援してくれる人を定めるなど、個別の避難支援計画策定の必要性が高まっており、仮に個別の支援計画がない状態でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことが重要です。

また、住民一人一人が防災意識と災害時における対応能力の向上に努めるとともに、自主防災組織と防災関係機関が連携して防災訓練を行い、子どもから高齢者まで幅広い参加を求める中で、自分でできること・できないことの確認をしてもらい、地理的条件等を前提とした地域ごとに配慮しなければならない課題とその対応策を検証しておくことが重要です。

◆図 4-10 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

「新宮町地域防災計画」に基づき、住民の防災力の向上に努めるとともに、地域全体で災害に強い地域づくりを目指し、関係機関との協力・連携を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。
- 近所の信頼できる人に、あらかじめ災害時の声かけをお願いしておきます。
- 行政からの広報など、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置いておきます。
- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。
- 非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをします。
- 自分の身は自分で守るという意識を高めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者避難支援計画の策定に積極的に協力します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 福祉事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所となるよう、機能強化に努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 県社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、青年会議所等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- 見守りネットワークをベースに、近隣住民による避難行動要支援者への支援にも取り組みます。

【行政が取り組むこと】

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
- 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。
- 避難所用緊急物資の整備を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の定期的な確認と状況の変化に応じた見直しを進めるとともに、新たな避難行動要支援者の把握と登録に努めます。
- 一般の避難所で共同生活が困難な要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。

3 地域における防犯・交通安全対策の促進

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域社会の在り方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互が無関心であるため犯罪を未然に防止することが難しい時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

子どもや女性、高齢者など、社会的弱者を狙った悪質な犯罪や、交通事故から住民を守るため、地域では、防犯パトロールの実施や、住民による通学時の児童・生徒の見守り活動が行われています。しかし、地域によっては、放置された空き家や、交通安全設備の不十分な道路など、危険が潜んでいる場所も少なくありません。

防犯及び交通安全対策には、地域に潜む危険性に地域住民がいち早く気付き、地域ぐるみで情報を共有するとともに、地域、警察、行政の連携により、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(2) 今後の取組

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力の向上と交通安全を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯パトロールや児童・生徒の見守りなど防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 隣近所への声かけや危険箇所の発見・通報に協力します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
- 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 福祉サービス利用者などを犯罪から守るために、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 見守りネットワーク活動を活用し、各地区において行われる防犯活動への取組を支援します。

【行政が取り組むこと】

- 防犯灯や防犯カメラ等、防犯施設の充実に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。
- 警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図ります。
- 犯罪の発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。
- 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害については、老人クラブを中心に積極的に情報提供を行い、被害の予防意識の啓発を進めます。
- 警察・関係諸団体と連携し、地域住民の交通安全意識の高揚を図ります。

基本目標3

健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

1 地域における健康づくりの促進

(1) 現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、町民一人一人の健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療等、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという自覚を持つことも大切です。

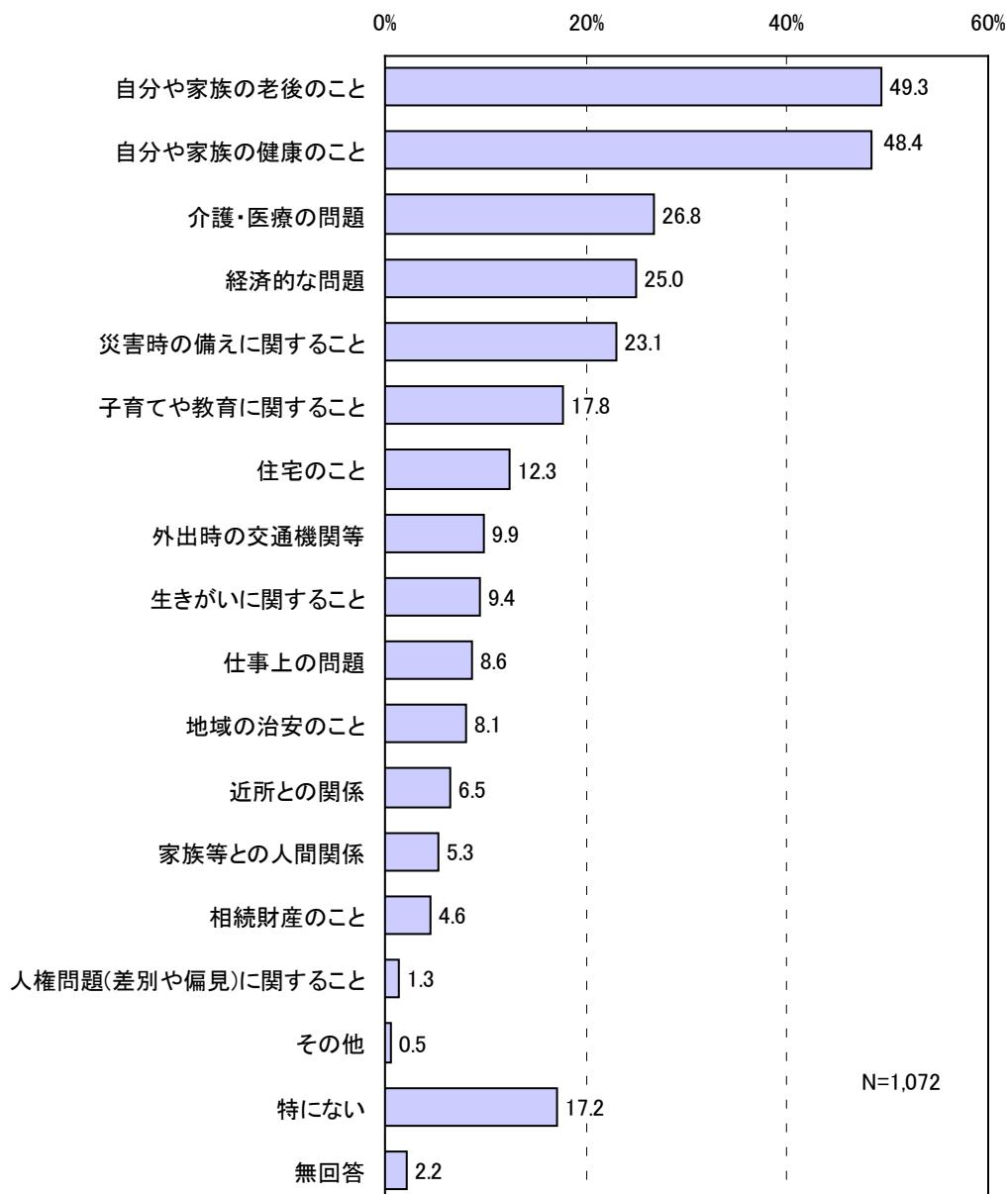
また、年を重ねても生涯現役を目指し、住み慣れた地域の中で自立した生活をおくっていくことは誰もが願うことです。しかし、家族形態や生活の多様化が進む中で、健康や老後の生活に不安を抱いている方が増加していることも確かです。

アンケート調査の結果では、日々の生活での悩みや不安として「自分や家族の老後のこと」(49.3%) や「自分や家族の健康のこと」(48.4%) という回答が多く、「介護・医療の問題」(26.8%) がそれに続いています(図 4-11 参照)。健康的な生活習慣を確立するとともに、できるだけ要介護状態にならないよう健康管理することが大切です。

健康づくりは本来極めて個人的な事柄ですが、仲間同士で行う運動や行政区福祉会によって町内各地区で展開されている「ふれあいいきいきサロン」など、地域ぐるみで取り組んだ方が効果や長続きが期待できることが少なくありません。また、人や社会とのつながりが健康に良い影響を与えるという最近の研究結果もあります。地域で健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人一人が心身ともに健やかに暮らし、働くことが、地域の活力源となり、地域福祉推進の力にもなります。

高齢者や障がいのある人の中には、家に閉じこもりがちであったり、人との交流に積極的でなかつたりする方もおられます。そうした方に健康への関心や社会参加への意欲を持っていただくためには、地域住民による声かけ、仲間づくりが不可欠で、民生委員・児童委員や行政区福祉会等と協働・連携した活動を地域ぐるみで展開することによって地域力を養うことが重要です。

◆ 図 4-11 生活上の悩みや不安



資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

町民一人一人が健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 住民一人一人が健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践するとともに、年に1回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。
- 地域で開催される「ふれあいいきいきサロン」等に積極的に参加します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの場創設を行います。
- 地域の実情を踏まえて、「ふれあいいきいきサロン」などを実施します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 自立に向けたセルフケア（自己管理）を支援していきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 各地区で展開されている「ふれあいいきいきサロン」など、地域ぐるみの健康づくりの取組が効果を高め、また長続きするよう支援します。
- 健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。

【行政が取り組むこと】

- 自分の健康は自らつくるという意識の向上や健康であることの大切さについて、知識の普及・啓発に努めます。
- 健診結果データを経年的に活用し、生活習慣改善の助言を行うことにより、町民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- 健康診査やがん検診を実施し、疾病の予防や早期発見に努め、重症になるのを防ぎます。

2 生きがい活動の促進

(1) 現状と課題

身体的な健康ばかりでなく、心も健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持、健康回復などの取組はもちろんですが、長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人一人にとっての大きな課題となっています。こうした課題が全国的に広がっていく中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を感じることのできる活動や活躍の場を地域の中で確保し、広げていくことが重要です。

何をもって生きがいと感じるかは人それぞれですが、アンケート調査において、ボランティア活動に参加する動機として、「困っている人を助けたい」、「地域や社会をよくしたい」、「自分の能力、技術、経験を活かしたい」といった選択肢を選んだ人たちは、ボランティア活動によって「生きがい」を感じることができるのでないかと思われます（図4-7参照）。そうであるとするならば、ボランティア活動や地域福祉活動の推進は、生きがいづくりの点からも極めて意義のあることと言えます。

もちろん、地域福祉活動にとどまらず、就労や生涯学習等、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることのできる機会を増やすことも重要です。また、町内には文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでいる地域もあり、地域の活力にもなっています。あらゆる世代の住民がそれぞれの生活状況や好みに応じて各種活動に親しむことができるよう、活動の普及・推進を図ることも重要です。

(2) 今後の取組

生涯学習や就労、ボランティア活動など、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることのできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることのできる場を地域で探し、実践します。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域の中で、高い技術や豊かな経験を持つ人材を発掘し、その技術や経験を伝え広める機会をつくります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域のさまざまな活動につながる情報を提供していきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 各種のボランティアに関する講座を実施し、生きがいづくりを支援します。
- 自己の知識や経験、能力を活かしたボランティア活動ができるよう、助言・相談や情報提供等を行います。

【行政が取り組むこと】

- 生涯学習機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援します。
- 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会の確保に努めます。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント等を実施しながら、活動の普及・推進を図ります。

基本目標4 適切な福祉サービスが利用できる地域づくり

1 情報提供・相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

地域の中では、行政、社会福祉法人、NPO法人等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制の下では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとっては分かりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。

介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスの利用が措置から契約へと移行した現在においては、福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。

そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、どこに相談すればよいか分からず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも気軽に相談することができ、複雑な相談に対してはその内容を整理して、どうすればよいのか、きちんと対応してくれる総合的な相談支援体制が必要で、このことはアンケート調査の結果を見ても明らかです（図4-12参照）。

また、アンケート調査の結果を見ると、悩みや不安の相談先は「家族・親族」、「知人・友人」といった身近な人が圧倒的に多くなっています（図4-13参照）が、これは「町役場に行くほどのことでもないが、ちょっと相談できる人が身近にいれば・・・」とか、「親身に相談に乗ってほしい」といった町民ニーズの表れと理解することもできます。

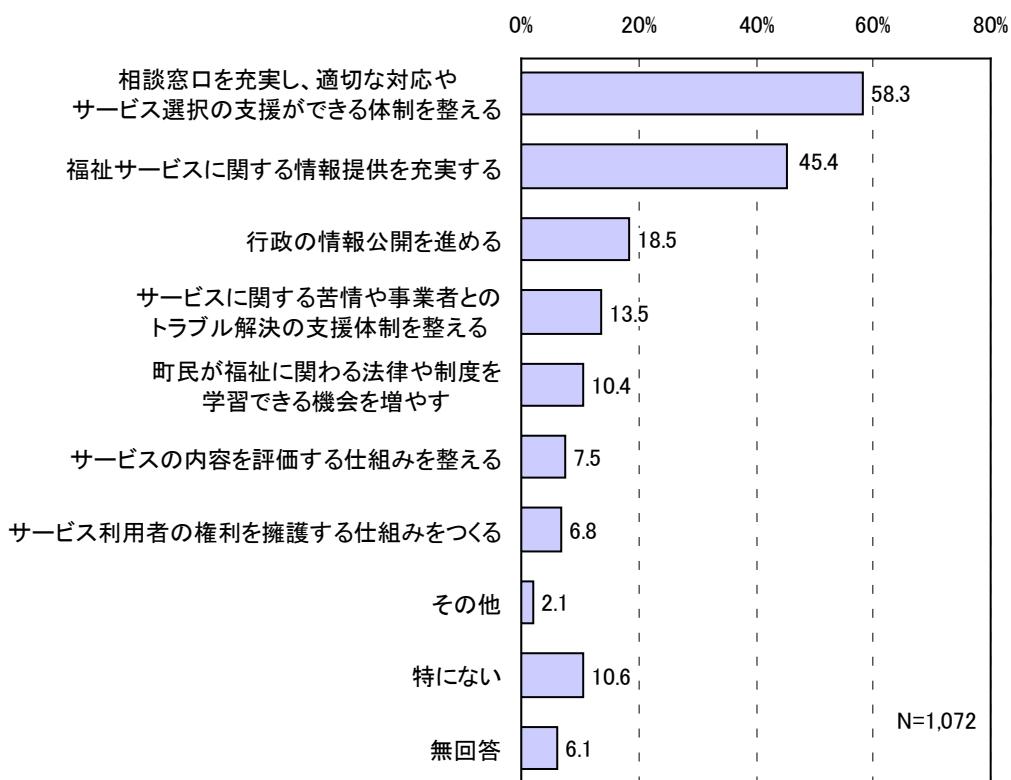
民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティア、NPO等、地域において福祉活動に関わっている人たちによる相談のみならず、近隣住民による安否確認、「ふれあいいきいきサロン」での交流、井戸端会議などを通じて地域住民が相談に乗ってくれ、それぞれ適切な相談窓口につないでくれる「身近に相談できる開かれた相談窓口」となるよう、各種相談のネットワーク化を図ることも重要です。

さらに、利用者からの相談の中には、専門的・横断的な対応が必要な場合や、既存の公的サービスや民間サービスだけでは多様なニーズに対応できず、関係機関やボランティア、NPO等が連携した関わりを必要とする場合も少なくありません。また、相談

を待って対応するだけでなく、日頃から地域に支援を必要とする人がどのくらいいるのか、その人たちの状況はどうなのかを把握し、何らかの支援が必要であれば、積極的に働きかけて支援体制に結びつけていくこと(アウトリーチ型相談支援体制)も必要です。

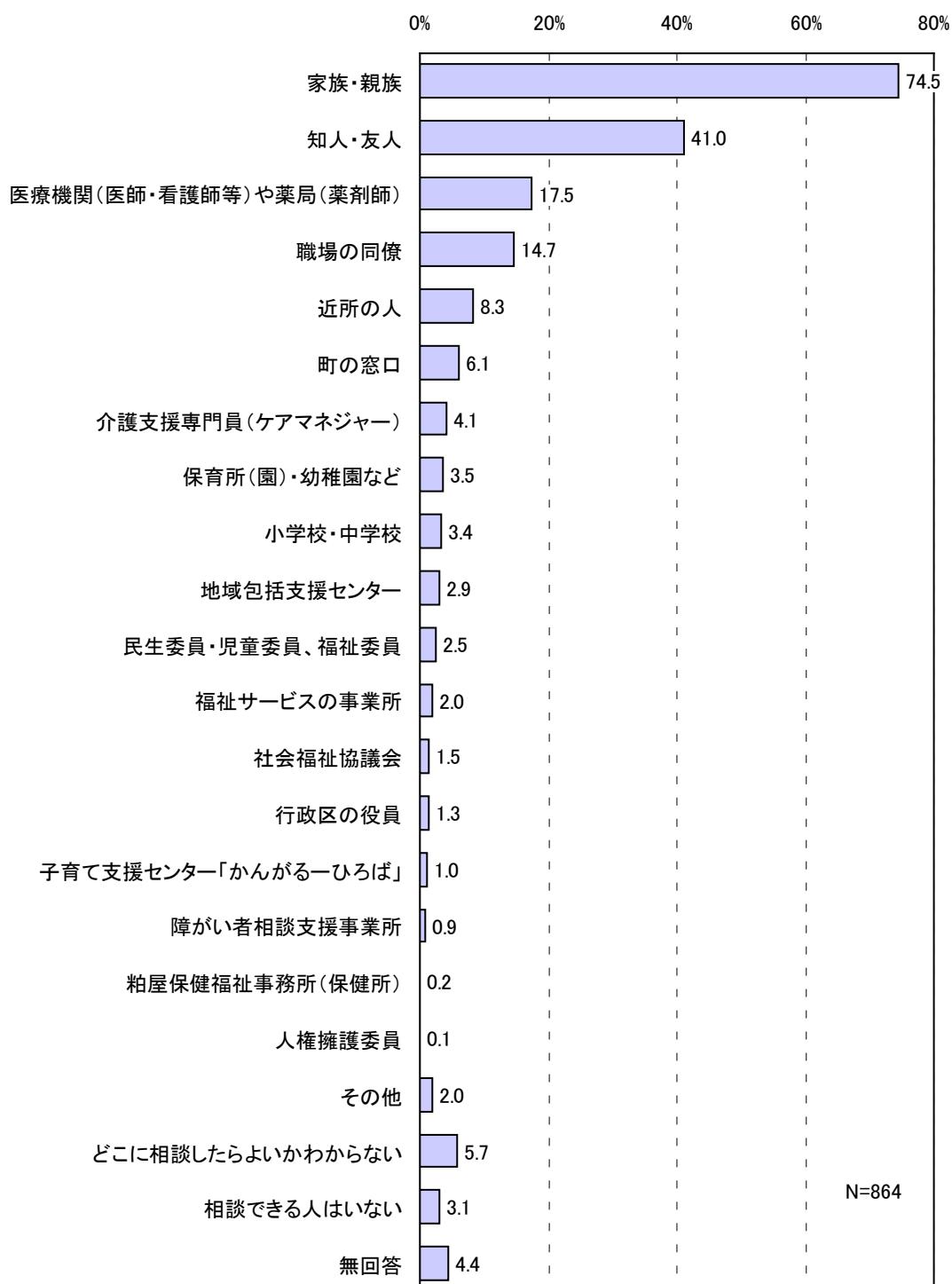
そのため、地域住民の潜在的なニーズを把握し、何らかのサービスに結びつけたり、地域の資源を活用したインフォーマルサービス(=近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動)も組み合わせたサービス提供ができるようなケアマネジメント体制の整備が求められています。

◆ 図 4-12 利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するために、町は今後どのようなことに取り組む必要があると思うか



資料:アンケート調査結果

◆ 図 4-13 悩みや不安の相談先



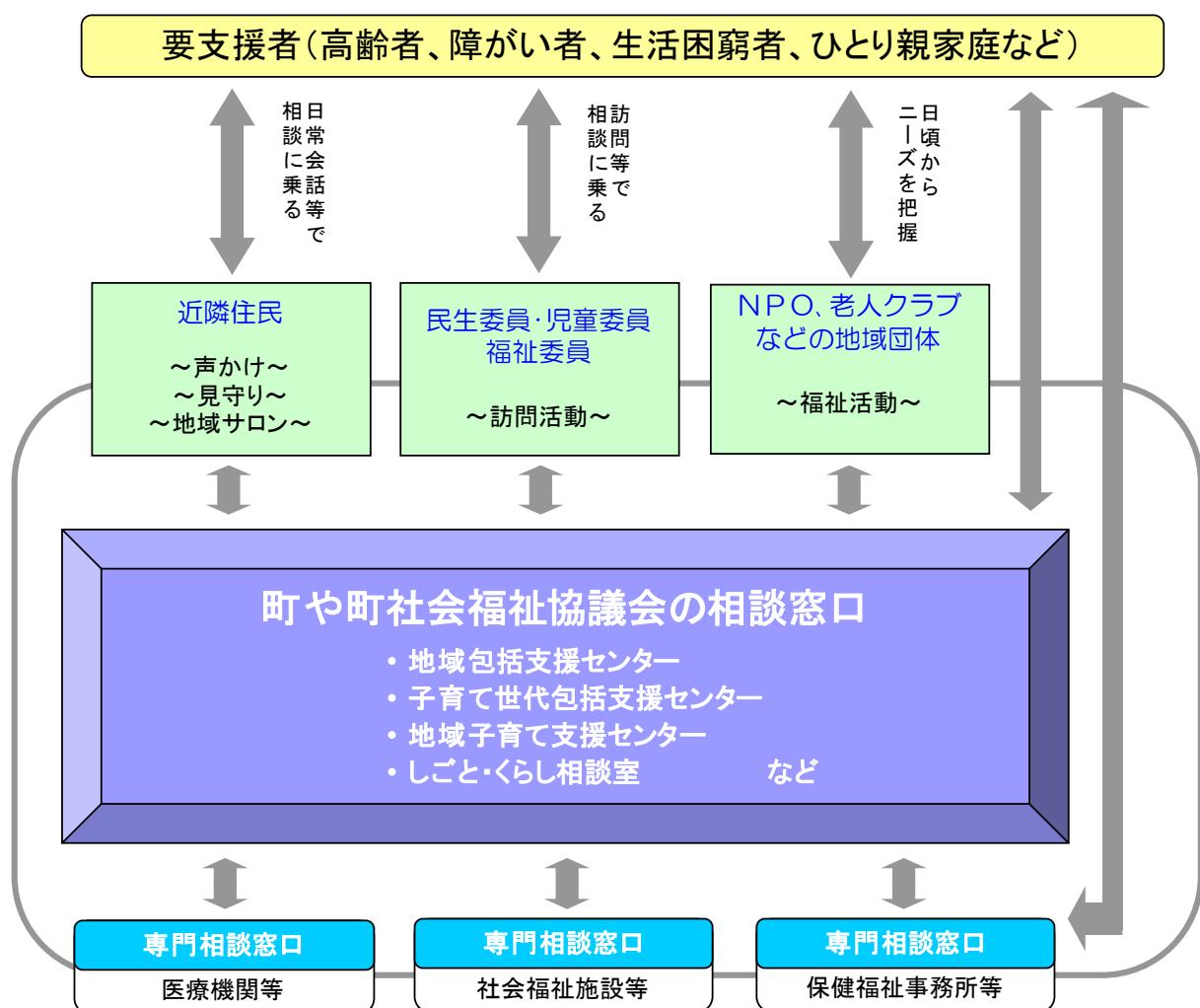
資料:アンケート調査結果

(2) 今後の取組

町の広報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、見守りネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行い、町担当課と町社会福祉協議会の相談窓口につながる総合的な相談支援体制を構築します（図 4-14 参照）。

また、専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にある人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントができる体制の充実を図ります。

◆ 図 4-14 身近な相談支援体制(各種相談のネットワーク化)のイメージ



【住民一人一人が取り組むこと】

- 生活する上で困ったことがあれば、手遅れになる前に、身近な相談窓口へ気軽に相談します。
- 町や町社会福祉協議会の広報やホームページに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集します。
- 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 民生委員・児童委員や福祉委員のみならず、住民一人一人が身近な相談窓口として相談にのり、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政機関や町社会福祉協議会などの相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 地域ケア会議等に専門的な立場で参加・協力をを行い、多職間の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 本町における地域福祉に関する総合的な情報共有、情報発信を行います。
- 地域の身近な相談支援体制の整備を促進していきます。
- ネットワークの強化と社会資源の開発を行い、複合化する多様なニーズに対応できるよう、コーディネート機能の充実を図ります。
- 職員のさらなる資質・能力向上を図り、複雑・多様化する福祉課題に対応することができるような体制づくりに努めます。
- 社会福祉法人連絡会と協力し、相談体制の充実に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 町広報への掲載やホームページなどにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者情報など、分かりやすい情報提供に努めます。
- 専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談窓口としての体制強化を図ります。
- 生活困窮者が自立した生活を行い、生活保護に陥らないためのセーフティネットとして相談事業を行います。
- 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者による連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、高齢者の地域での生活支援体制の整備を推進する「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービスを充実させるとともに、高齢者の社会参加を促進していきます。

2 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

(1) 現状と課題

高齢者や障がい者に対する介護・福祉サービスについては、施設から在宅、さらには地域へという大きな流れがあるが、たとえ在宅サービス基盤が整備され、地域による支え合い、助け合いが十分に機能したとしても、介護する家族等のいないひとり暮らしや要介護度の高い高齢者、重度の障がい者等が在宅での生活を維持するには限界があります。

アンケート調査結果においても、地域福祉の充実を図るために町が優先的に取り組むべき施策として最も割合が高かったのは、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」(35.5%) であり (P19 参照)、特に 60 歳～69 歳が 46.9%、70 歳以上が 42.2% と高い年齢階層の割合が高くなっています。

もちろん介護保険施設の安易な整備は介護保険料の負担増大につながるため、本当に必要な人に対して必要な施設サービスを提供できるよう、介護保険の対象外施設も含め、どのような施設をどこに設置すればいいのか、町内の状況に照らして慎重に検討する必要があります。

また、近年障がいのある人や、子どもから高齢者まで様々な人を包括して地域で安心して暮らしていくための「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、医療・介護の連携の推進や自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が必要となっています。その役割の一つとして、本町では平成 29 年 3 月から「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」を創設し、地域のニーズや社会資源の把握などを行っています。

今後はここでの議論を基に、現状のサービスでは解決できない日常生活上のちょっとした困りごとに对応する生活支援については、新たな互助・共助によるサービスを創設するなど、地域のニーズと特性に応じたサービス基盤の整備が求められます。

(2) 今後の取組

住民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」で議論していくとともに、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービス基盤の整備や新しい互助・共助によるサービス創設を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 日常生活で感じている生活課題を、行政をはじめとするさまざまな機関や団体に伝えます。
- 協議体（しんぐるっと）へ参加・協力します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域における助け合いにより、お互いの在宅生活を支え合うとともに、公民館や空き家などを利用した、地域主導・住民主体のサービスを検討します。
- 協議体（しんぐるっと）へ参加・協力します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供の在り方を検討し、NPOやボランティア、他の地域資源との連携も図りながら、その実現に努めます。
- 協議体（しんぐるっと）へ参加・協力します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域にある生活課題の把握に努めることで、新たに必要となるサービスを開拓し、柔軟に対応していきます。
- 町と連携し、協議体（しんぐるっと）の推進に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 住み慣れた地域における在宅生活ができる限り維持できるよう、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者やNPO、ボランティアなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。
- 地域のサービスニーズの把握・検証とその整備・実現に努めます。
- 生活支援センターの養成と活動支援に努めます。
- 協議体（しんぐるっと）の推進に努めます。
- 地域ケア会議で上がった地域課題を把握し、地域ケア推進会議でその検証を行い、課題の解消に努めます。

3 権利擁護の充実

(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりませんが、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人には財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、その権利や財産などを守る取組が必要です。

これら判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が県社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待の存在があげられます。平成12年の児童虐待防止法を皮切りに、高齢者、障がい者それぞれを対象とする虐待防止法が制定されており、本町では、子育て支援担当や福祉担当窓口、地域包括支援センターなどで、虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、虐待のない社会の実現を図る必要があります。

(2) 今後の取組

町社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

また、各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 虐待と思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や町の担当課、児童相談所、地域包括支援センターなど通報します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 日常の見守り活動を通じて、虐待の早期発見に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

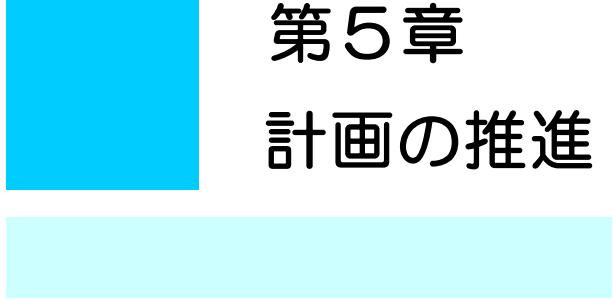
- 職員に対する人権研修を行うなど、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。
- 判断能力が不十分なサービス利用希望者等に、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供を行います。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 日常生活自立支援事業への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、住民への広報啓発を行い、事業の利用につなげていきます。

【行政が取り組むこと】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、適切なサービス利用を促進します。
- 各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。



第5章 計画の推進

1 地域住民主体による参加型福祉への転換

既に述べたように、これから「福祉」は、要援護者への対応を重視しながらも、それにとどまらず、住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味、関心に応じて自己実現していけるようにするためのまちづくりという、広い視点で捉え直す必要があります。本人の自己決定に基づき、地域の中でその人らしい生活ができるまちづくりを進めるためには、地域のニーズや満足感に最も適合した地域福祉のあり方を住民自身が自己決定し、実行していく主体性が不可欠です。

また、地域福祉活動は、特定の住民や組織だけが担うものではなく、それぞれの得意なことや興味・関心に合わせて、本来、全ての住民が担い得るという視点に立って、コミュニティ再建を目指す必要があります。そのためには、できるだけ多くの住民が無理のない形で「役割」を持つことが重要です。

本計画では、このような観点から第4章の基本目標ごとの今後の取組を5つの主体ごとに記載し、中でも住民や地域を、町や社会福祉協議会、福祉事業者等よりも前に位置づけています。地域住民一人一人が地域における支え合いや交流の重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践・継続していけるよう、町ホームページ等で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底を図ります。

さらに、地域福祉を持続可能なものにするためには、住民参加が強制的ではなく、しかも幅広い年齢層で行われるための工夫をする必要があります。住民の主体的福祉活動の原動力は、地域を知り、それを大事にしようとする愛着心が基本になります。その意味では、地域の生活課題を明らかにし、その解決方法を探ると同時に、歴史に裏打ちされた地域の固有価値を再発見し、その地域の良さを守り発展させていくという視点も重要です。

また、好きなこと、関心があることが参加への動機付けになる側面がある一方で、地域を維持するために避けられない生活課題もあります。限界集落化や災害、防犯、あるいは子どもを取り巻く社会環境問題などが地域の危機意識を強め、それを契機として住民が一体となって地域の活性化や健全化を考え、実行していく場合もあります。関心（したい活動）と必要性（しなければならない活動）の両面から、住民が主体となって意見を出し合い、意識を共有できる生活場面から地域づくりをともに考え、実行していくことが持続可能な地域福祉を推進していくことになります。

地域での座談会やワークショップ、福祉マップづくり等を町内各地区で自主的に行い、地域の生活課題をいち早く発見し、解決策をともに考えるという、地域福祉の取組を、本計画策定に関わった全ての関係者、関係機関が中心となって、町内全域に拡げていきます。

2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関する施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門や保健福祉事務所、警察署、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である町社会福祉協議会との連携は言うに及ばず、行政区長、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉事業者、保育・教育機関、子ども会、老人クラブ、障がい者団体、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉推進に努めます。

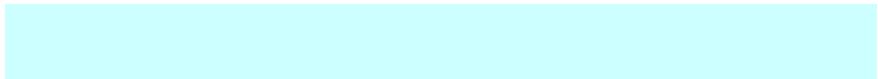
3 計画の管理

計画に盛り込んだ施策については、「健康福祉課」が事務局となり、今後の社会情勢の変化や法律の改正など、必要に応じて見直しを図っていきます。



新宮町自殺対策計画

(2019 年度～2023 年度)



1 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、3万人前後の高水準で推移していました。平成18年の自殺対策基本法の成立以降、様々な取組の成果もあって平成23年以降はわずかに減少傾向にありますが、国際的に見ても、その死亡率は高く、依然、深刻な状況にあります。平成28年4月、自殺対策基本法の改正があり、その基本的な方向は変わらないものの自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が示されました。そこで、本町においても、地域の課題を踏まえ、「新宮町地域福祉計画」と合わせて「新宮町自殺対策計画」を策定することにしました。

（2）計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。新宮町総合計画及び新宮町地域福祉計画を上位計画とし、こころの健康づくりに関わる健康増進計画、高齢者支援に関わる高齢者保健福祉計画など、町の関連計画との整合性を図っています。

（3）計画の期間

この計画は、2019年度から2023年度までを計画期間とする5か年計画とします。ただし、計画期間中であっても、社会状況の変化や自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

（4）自殺対策の基本的な考え方と目標

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺に至る心理として、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関との連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

自殺統計によると、平成25年～29年の5年間における本町の自殺者は18人となっていますが、地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人一人の大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない新宮町」の実現を目指します。

2 新宮町における自殺の状況

（1）地域自殺対策プロファイルに見る自殺の実態

国の自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル(2018)データ」によると、本町の自殺者数は平成25年～29年の5年間で合計18人（男性13人、女性5人）となっており、人口10万対の自殺死亡率は12.1と、全国の自殺死亡率18.5を下回っています（表1参照）。

しかし、統計としては実数が少ないため、期間の設定如何では傾向が変わる可能性もあり、自殺の最初の要因も、生活状況に応じ、ひきこもり、就職失敗、離婚、DV、失業等、様々なケースが考えられます（表2参照）。

◆ 表1 自殺者数及び男女別・年代別割合と自殺死亡率（人口10万対）

区分	新宮町の 自殺者数	新宮町 割合	全国 割合	新宮町 自殺 死亡率	全国 自殺 死亡率
総数	18人	100.0%	100.0%	12.1	18.5
男性	13人	72.2%	68.9%	17.9	26.2
女性	5人	27.8%	31.1%	6.6	11.3
男性	20歳未満	1人	5.6%	5.3	3.3
	20歳代	0人	0.0%	0.0	26.2
	30歳代	4人	22.2%	32.3	26.7
	40歳代	3人	16.7%	26.4	30.9
	50歳代	3人	16.7%	39.0	36.8
	60歳代	0人	0.0%	0.0	30.5
	70歳代	2人	11.1%	46.1	33.0
	80歳以上	0人	0.0%	0.0	40.5
女性	20歳未満	0人	0.0%	0.0	1.5
	20歳代	2人	11.1%	25.2	10.2
	30歳代	2人	11.1%	15.5	10.6
	40歳代	0人	0.0%	0.0	12.0
	50歳代	1人	5.6%	12.3	13.8
	60歳代	0人	0.0%	0.0	13.4
	70歳代	0人	0.0%	0.0	16.4
	80歳以上	0人	0.0%	0.0	16.7

※自殺者数は平成25～29年の合計人数

資料：地域自殺実態プロファイル(2018)

◆ 表2 参考：生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況			背景にある主な危機経路の例
男性	20～39歳	有職 同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
			① 【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺
		独居 無職 同居	② 【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			① 【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職 同居	② 【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
			配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
			失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
			① 【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺
女性	20～39歳	有職 同居	② 【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
		独居 無職 同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	40～59歳	独居 無職 同居	② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
			DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	① 【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺
			② 【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
		独居 無職 同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
60歳以上	有職 同居	無職 同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
		独居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
	独居 無職 同居	独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		独居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター(自殺実態白書2013(ライリンク)を参考に作成)

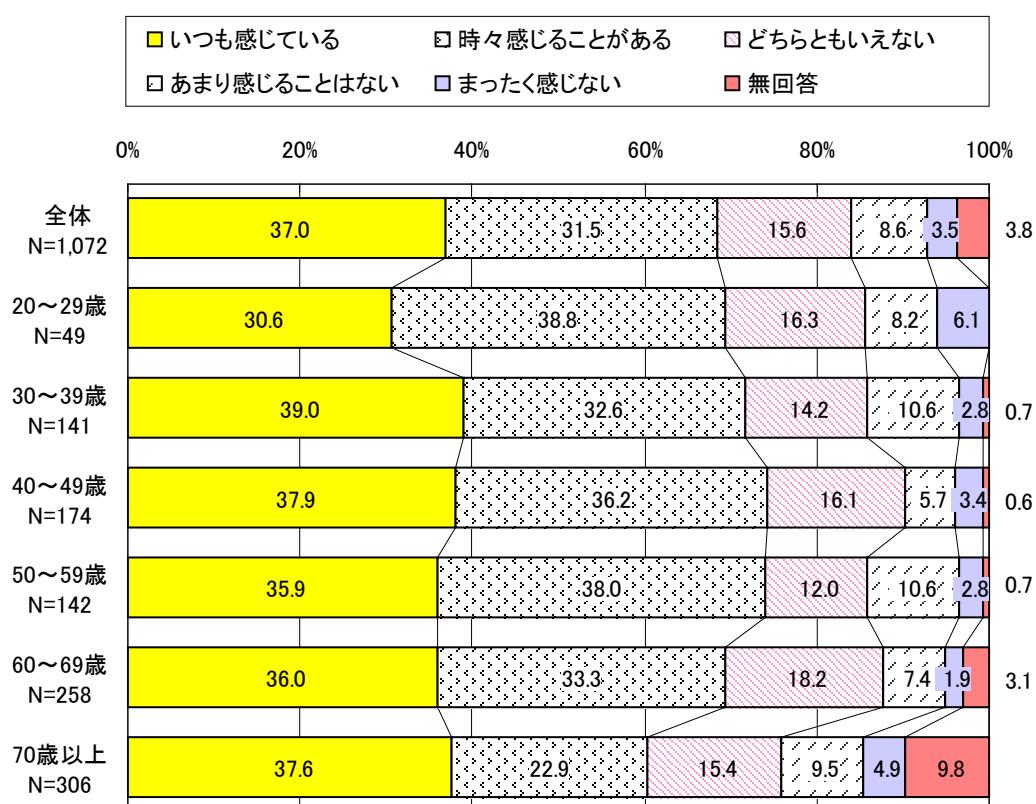
(2) アンケート調査結果に見る自殺に関する意識等

① 毎日の生活における充実感や生きがい等

毎日の生活で、充実感や生きがいを「いつも感じている」と回答した人の割合は全体の37.0%で、「時々感じことがある」(31.5%)を合わせると、ほぼ3人に2人は充実感や生きがいを感じている結果となっています(図1参照)。年齢階層別に見ても、回答傾向に大きな差異は見られませんが、「まったく感じない」という回答割合が最も高かったのは「20～29歳」(6.1%)となっています。

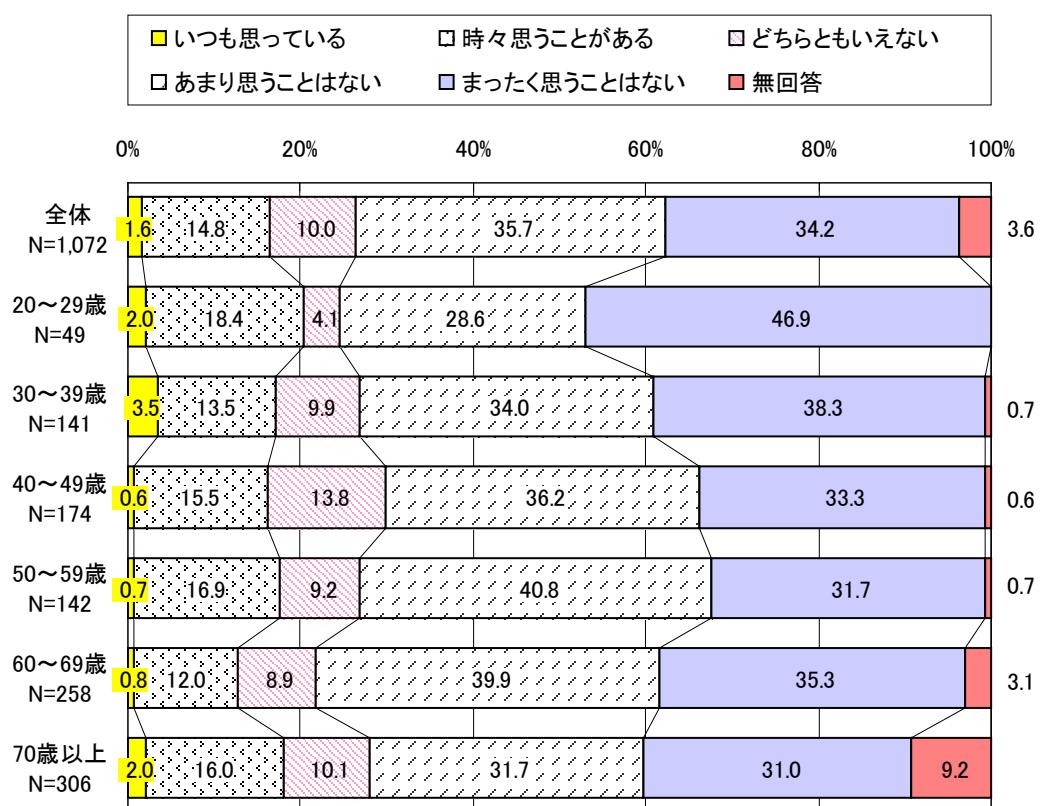
一方、生きているのがつらいと「いつも思っている」と回答した人の割合は全体の1.6%で、「時々思うことがある」(14.8%)を合わせると、全体の16.4%は生きづらさを感じているという結果となっています(図2参照)。

◆ 図1 每日の生活で、充実感や生きがいを感じているか



資料:アンケート調査結果

◆ 図2 生きているのがつらいと思うことがあるか



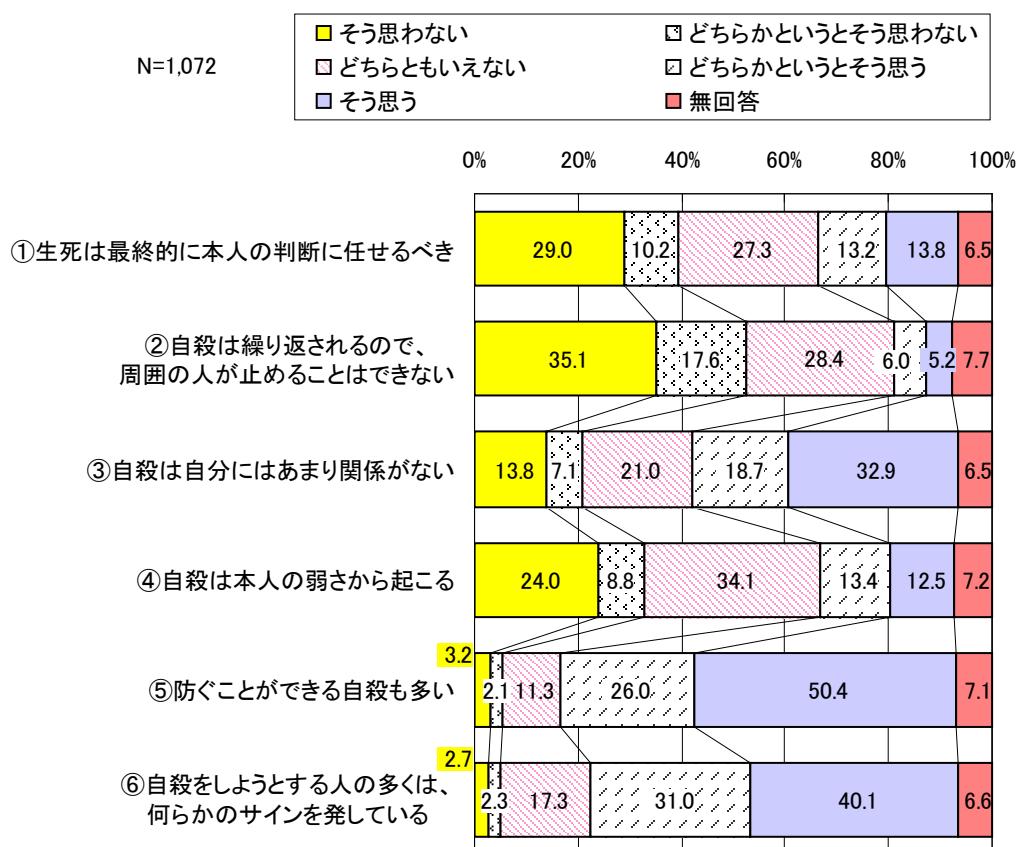
資料:アンケート調査結果

② 自殺についての考え方

図3に示す自殺に関する①～⑥の6つの考え方について、それぞれどのように思うか尋ねたところ、「防ぐことができる自殺も多い」や「自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している」という考えについては賛同する人の割合が高く、逆に、「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」や「自殺は本人の弱さから起こる」、「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」については反対する人の割合が高くなっています。

また、「自殺は自分にはあまり関係がない」と思っている人は全体の51.6%となっています。

◆ 図3　自殺についてどのように思うか



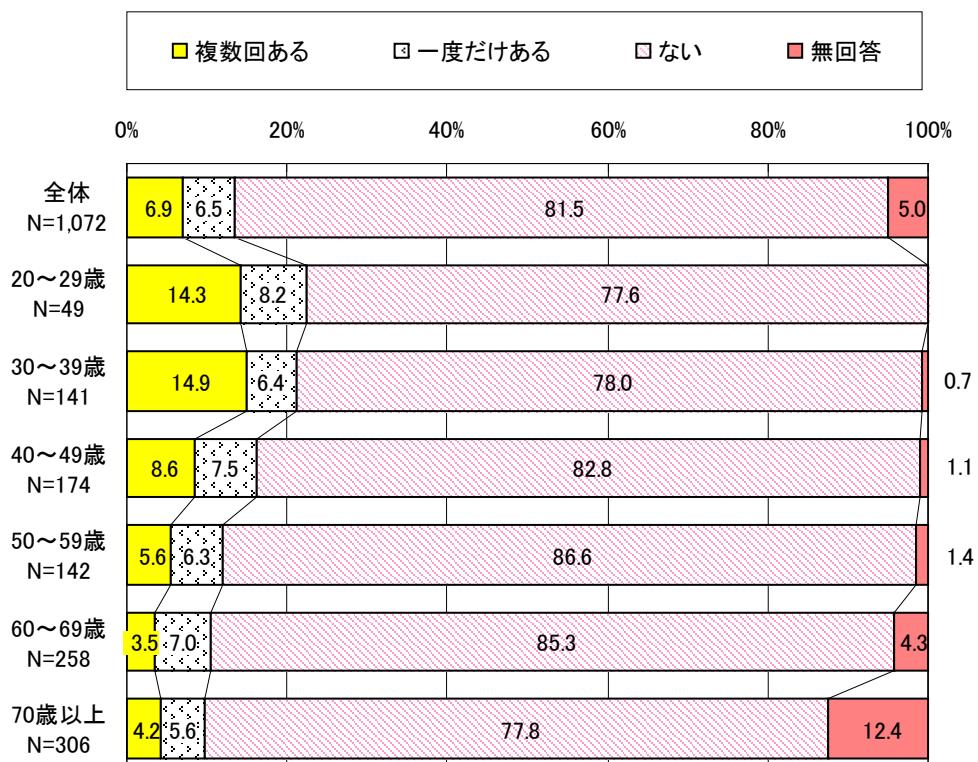
資料：アンケート調査結果

③ 自殺を考えた経験とその原因

今まで自殺したいと考えたことが「複数回ある」と回答した人の割合は全体の6.9%で、「一度だけある」を合わせると全体の13.4%が今までに自殺を考えたことがあるという結果となっています。また、年齢階層別に見ると、年齢階層が低くなるにつれて自殺を考えたことがある人の割合が高くなっています、「20～29歳」では22.5%が自殺を考えたことがあると回答しています（図4参照）。

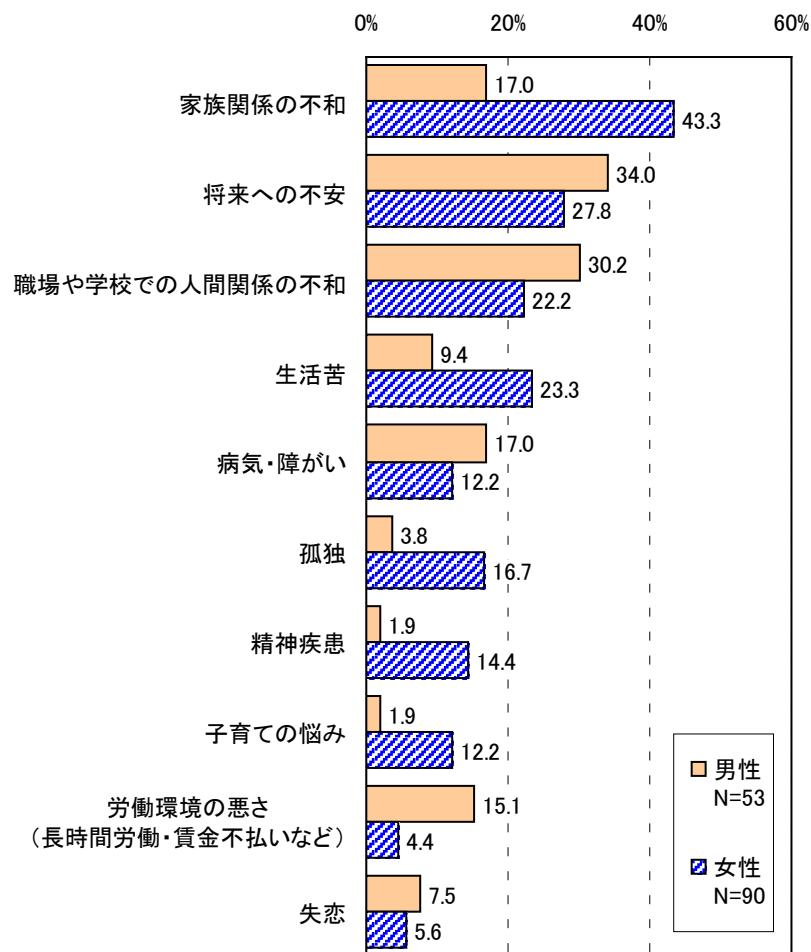
さらに、自殺を考えたことがあると回答した人にその原因を尋ねたところ、男性では「将来への不安」（34.0%）や「職場や学校での人間関係の不和」（30.2%）、女性では「家族関係の不和」（43.3%）や「生活苦」（23.3%）が上位にあがっています（図5参照）。

◆ 図4 今まで自殺したいと考えたことがあるか



資料：アンケート調査結果

◆ 図5 自殺を考えた原因（今まで自殺したいと考えたことがある人）



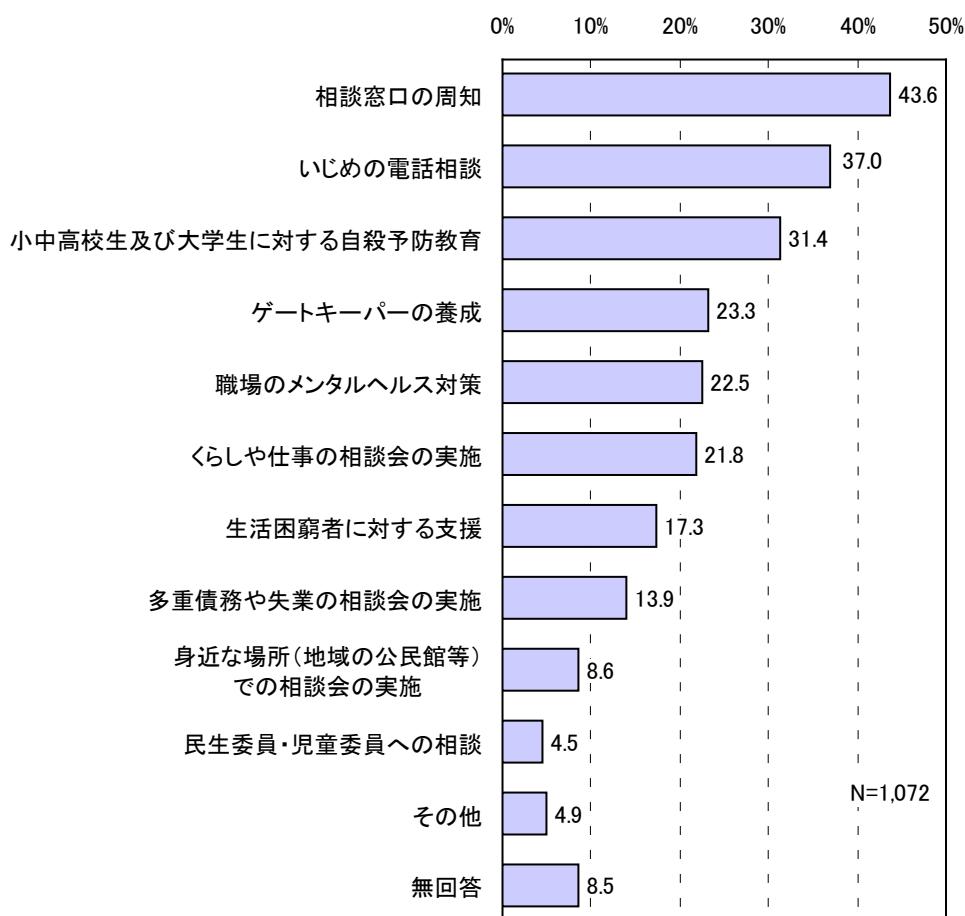
資料：アンケート調査結果

④ 自殺を予防するために特に必要なこと

自殺を予防するために特に必要だと思われるものについては、「相談窓口の周知」が43.6%と最も回答割合が高く、以下、「いじめの電話相談」(37.0%)、「小中高校生及び大学生に対する自殺予防教育」(31.4%)、「ゲートキーパーの養成」(23.3%)と続いている（図6参照）、町においてもこれらの対応が必要となります。

また、高校生以下の若年層の自殺対策については、小中学校等とも協力しながら、自殺予防の教育、心の教室相談員、スクールカウンセラー、福岡いのちの電話などの相談窓口の周知を強化する必要があります。

◆ 図6　自殺を予防するために特に必要だと思うこと



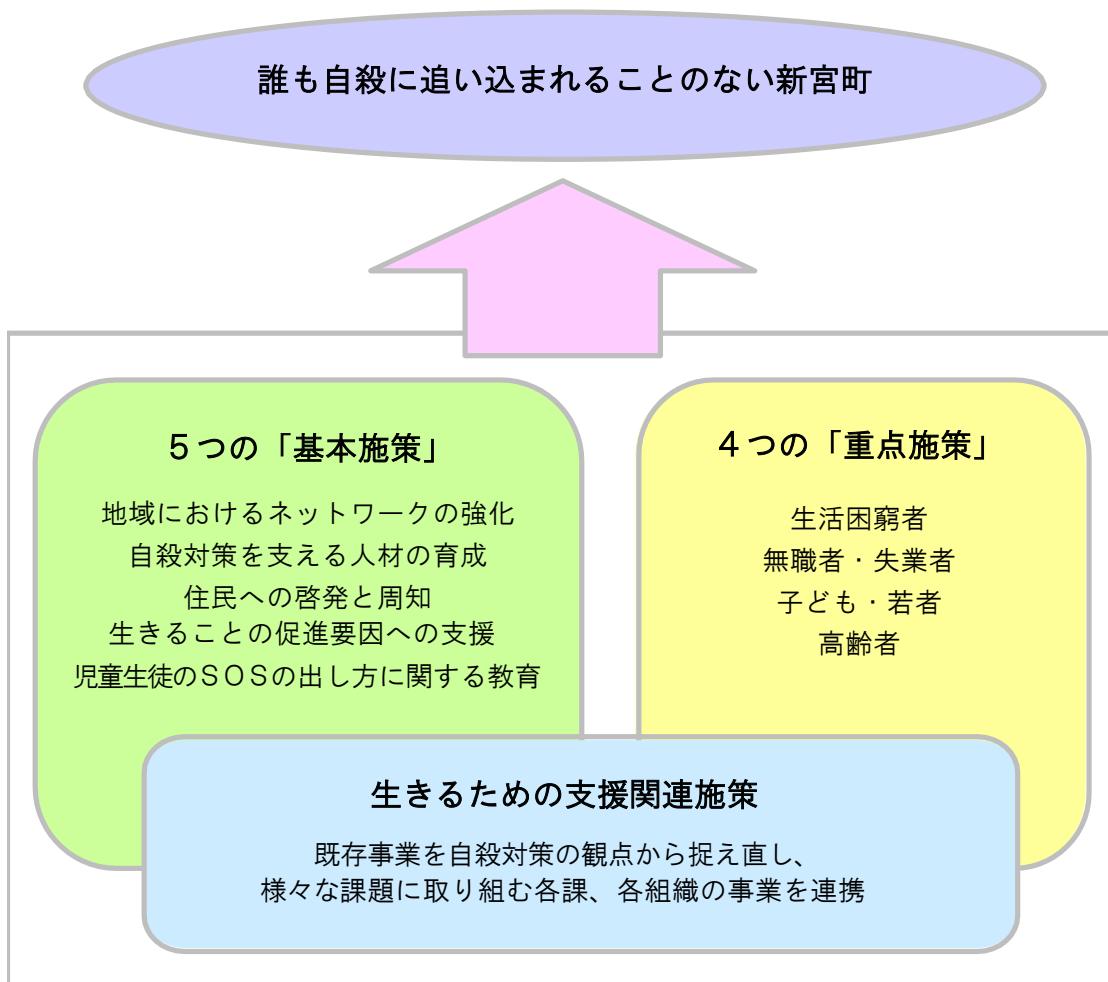
資料：アンケート調査結果

3 自殺対策の取組

本計画では、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルにより推奨された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた施策の推進を図ります。

2018年版のプロファイルによると、本町の推奨重点パッケージは、「勤務・経営」「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」の4つとなっています。しかし、「勤務・経営」については、その対策の中心となる企業に対する研修等の実施が町の事業としては難しいこともあります。一方で、本町の高齢化の現状に鑑みると、今後「高齢者」の自殺予防が地域の課題となることが予想されるため、「高齢者」を重点施策の対象に取り込むこととします。

また、府内の多様な既存事業を「生きることを支える取組」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



(1) 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、住民など、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、既存の組織やネットワークを活用しながら、相互に連携・協働する仕組みの構築、ネットワークの強化を図ります。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	地域福祉推進事業	地域包括ケアと自殺対策の連動を図り、行政区単位の見守りネットワークを、自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもつなげていきます。	健康福祉課
2	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていきます。	健康福祉課
3	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる日々の活動を、自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもつなげていきます。	健康福祉課
4	地域自立支援協議会（新宮町障がい者自立支援ネットワーク会議）	医療・福祉及び就労等の各種支援機関の間に構築されたネットワークを、自殺対策（生きることへの包括的支援）を展開する上での基盤としても活用します。	健康福祉課
5	地域子育て支援センター（かんがるー広場）	保護者が集い交流できる場を設けることで、子育てに伴う過度の負担を軽減するとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点の役割を果たします。	子育て支援課
6	要保護児童地域対策運営協議会	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、自殺リスクの軽減につなげます。	子育て支援課
7	協議体（しんぐるっと）	これから的新宮町で「どのような地域を目指すのか」「どのような支援が必要なのか」「自分たちに何が出来るのか」などを住民、福祉団体、ボランティア団体、施設、病院、一般の事業所が一緒になって考えていきます。	健康福祉課

② 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成が重要となります。

保健、医療、福祉、教育、労働の関係者はもちろん、町民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	町職員への研修	窓口業務や相談支援、訪問等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、自殺対策の全庁的な取組意識を高めるために、全職員を対象にゲートキーパー研修を行います。	全 庁
2	教職員向け研修	<p>問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もあることから、教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。</p> <p>また、教職員の過労や長時間労働が問題となる中、研修によりメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援（支援者への支援）の意識醸成を図ります。</p>	学校 教育 課
3	一般町民や各種団体を対象としたゲートキーパー研修等の開催	日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員・児童委員や行政区長、商工会・消防団等関係団体、老人クラブをはじめとする地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに耳を傾け早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を開催します。	健康 福祉 課

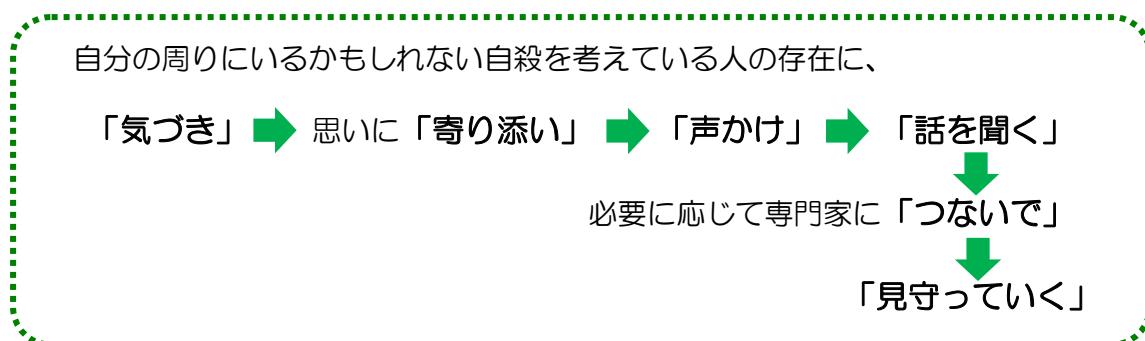
③ 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得ることであるにもかかわらず、そのような危機に瀕した人の心情や背景は理解されにくいものです。

誤った認識や偏見を払拭し、「命や暮らしの危機が迫った場合には、誰かに援助を求めるのは当然のこと」という考え方が社会の共通認識となるよう啓発を図ります。

さらに、自殺対策における町民一人ひとりの役割が共有されるよう、広報・啓発活動を展開します。

■自殺対策における住民一人一人の役割



関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	こころの健康づくり講座	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための講座を開催します。	健康福祉課
2	チラシ等による相談窓口の周知	庁内窓口や福祉関係機関、町内医療機関に、相談先情報等を掲載したチラシ等を設置し、各種手続きで訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	全 庁
3	広報・ホームページ等を活用した啓発活動	「自殺対策強化月間」や「自殺予防週間」に合わせ、広報・ホームページ等で、生きる支援関連の記事や相談会等の情報を掲載し、町民への周知を図ります。	全 庁
4	各種ガイドブックの更新	「わが家の安全安心ガイドブック」や「障がい福祉の手引き」など、各種ガイドブックの更新に合わせ、命や暮らしに関する様々な分野の相談先情報を、各種相談先一覧に加えることで、住民に対する相談先情報の拡充と周知を図ります。	地域協働課 健康福祉課

④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、生きることの「阻害要因を減らす取組」に加えて、生きることの「促進要因を増やす取組」を行うことが重要です。

このため、居場所づくりや生きがいづくりの活動支援を行うとともに、自殺未遂者への支援、遺された人への支援の在り方についても検討していきます。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	多様な学習活動や社会活動への支援	公民館講座や各種サークル活動、世代間交流事業など、参加者同士の交流を促進し、様々な町民が気軽に集まる事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。	社会教育課
2	地域子育て支援センター（かんがるー広場）	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。 また、子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	子育て支援課
3	学校・家庭・地域社会の連携支援	家庭や地域の教育力向上に向けた取り組みを推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携することで子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを図ります。	学校教育課 社会教育課
4	高齢者の生きがいと健康づくりの推進	地域で開催されるサロン活動や老人クラブ活動への支援を行うことで、高齢者自らが生きがいや役割を見出せる地域づくりを目指します。	健康福祉課
5	コミュニティづくりの推進	地域に住んでいる人たちがふれあいの場をつくり、互いに支え合いながら、安心・安全で住みよいまちを創り上げるために様々な活動を行うことで、地域での居場所づくりを促進します。	地域協働課
6	自殺未遂者の支援	自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つであることから、自殺未遂者の把握と本人を取り巻く家族等への支援に向けて、医療機関や消防・警察・県等の関係機関と連携を取れるような体制づくりを検討します。	健康福祉課
7	自死遺族への支援	県や近隣市町とも連携し、自死遺族に対し、相続や行政手続きに関する適切な情報提供に努めるほか、自死への偏見による遺族の孤立化の防止や遺された人の心の支援の在り方を検討していきます。	健康福祉課

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
8	心配ごと・福祉なんでも相談	生活、家庭不和、結婚、近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理への不安、生きがい活動など、身の回りで起こっている心配事に、人権擁護委員と行政相談員が相談に応じ、悩みを抱える人を支えます。	総務課
9	無料法律相談	法的な知識を必要とする複雑な問題に対し、弁護士が適切なアドバイスを行います。	総務課

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が困難やストレスに直面した際、心理的な抵抗を感じることなく、信頼できる大人に助けを求めることができるよう、通常の学校の教育活動の一環として、自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育を推進します。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	SOSの出し方教育	児童生徒が、命の大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方教育を行います。 • 「24時間子どもSOSダイヤル」を相談窓口の周知 • 早期発見に向けた生活アンケートや教育相談の実施 • ネットパトロールの強化	学校教育課

(2) 重点施策

① 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的少数者、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、労働、介護など、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。

社会的に孤立した生活困窮者が、地域の人とのつながりを持つことにより、生きることの促進要因となり、自殺リスクを抱える人は支援を受けられる機会が広がります。

生活困窮者や生活困窮状態に陥る可能性のある人が自殺に至らないように、包括的な生きる支援としての効果的な対策を推進します。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	しごと・くらし相談室での相談支援、就労支援など生活困窮者に対する包括的な支援体制の充実を図り、自殺のリスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施します。	健康福祉課
2	納税相談	納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、こうした相談を「生きることへの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげます。 また、相談や徴収を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	税務課
3	国民健康保険の受付・減免状況の把握	保険税の滞納をしている人は、経済的な困難を抱えていることも少なくないことから、窓口業務の中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげていきます。	住民課
4	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に問題の早期発見と対応を図ります。	住民課
5	就学援助と特別支援学級就学奨励補助	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。 また、費用の補助に関し保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、課題の早期発見と早期対応を図ります。	学校教育課

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
6	公営住宅家賃滞納整理対策	<p>家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えているたり、困難な状況にあったりする可能性が高く、そうした相談を「生きることへの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげます。</p> <p>また、相談や徴収を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。</p>	環境課
7	公営住宅建設事業	住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることから、公営住宅への入居に際し申請対応等を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	環境課
8	水道料金等徴収業務	水道料金等を滞納している人への督促業務等において、徴収を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、気づき役やつなぎ役としての役割を担います。	上下水道課

② 無職者・失業者への対策

自殺のリスクが高い無職者・失業者は、離職・長期間失業など就労や経済の問題のほか、経済問題以外の傷病、障がい等を抱えている場合もあります。さらに、生きづらさを抱えた人、自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した人、社会的役割を喪失した人、就業しておらず社会との接点に乏しい人、身近な人間関係の課題がある人など、その背景や実情は多様です。

自殺のリスクの高い無職者・失業者について、それぞれが持つリスクを把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制の構築を図ります。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	生活困窮者 自立支援事業 (自立相談 支援事業) (再掲)	しごと・くらし相談室での相談支援、就労支援など生活困窮者に対する包括的な支援体制の充実を図り、自殺のリスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施します。	健康福祉課
2	就労相談	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもあります。求人求職相談・就労支援セミナー（県との共催）等で、就労支援を行います。	産業振興課

③ 子ども・若者への対策

子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、子どもや若者の抱える悩みは多種多様です。また、ライフステージや立場で置かれる状況も異なることから、それぞれの段階や状況に即した適切な対策が求められます。

児童・生徒及び学生の自殺対策に関する機関としては、児童福祉や教育機関をはじめ、若者の就労や生活支援など、子ども・若者世代を対象に活動する様々な機関が考えられます。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等、多様な分野の関係機関・団体との連携を図ることが重要です。

自殺の原因・動機や背景を考慮しながら、子ども・若者支援に関連する諸施策の実行を図ることなどにより、ライフスタイルや生活の場、ライフステージに応じた対策を開します。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	SOSの出し方教育 (再掲)	児童生徒が、命の大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方教育を行います。	学校教育課
2	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うとともに、危機的状況にある子育て世代を発見し、早期の対応につなげる接点の役割を果たします。	子育て支援課
3	地域子育て支援センター(かんがるー広場) (再掲)	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。 また、子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	子育て支援課
4	要保護児童地域対策運営協議会 (再掲)	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、自殺リスクの軽減につなげます。	子育て支援課
5	児童扶養手当の支給	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があります。児童扶養手当の受付機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある人との接触窓口としても活用します。	子育て支援課

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。	子育て支援課
7	障がい児支援	発達支援が必要な児童に、児童発達支援、放課後等ディサービス等のサービスを提供するとともに、障がい児を抱えた保護者への相談支援等により、保護者の過度な負担軽減を図ります。	健康福祉課
8	就学相談	保護者に対して特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行います。	学校教育課
9	生活指導・健全育成(教職員向け研修等) (再掲)	問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もあることから、教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めます。	学校教育課
10	いじめ防止対策事業	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺を防止します。	学校教育課
11	教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（スクールカウンセラー）が対面で受け付けます。 また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課
12	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
13	不登校児童生徒支援事業	<p>不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や特別支援教育巡回相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図ります。</p> <p>不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーが面談をし、学校外に設置した学習支援室への案内を行います。</p> <p>また、保護者とも面談を実施することで、児童生徒と保護者の孤立を防止するとともに、必要に応じて適切な機関へつないでいきます。</p>	学校教育課
14	青少年指導員による巡回事業	街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくありません。青少年の非行防止、健全育成を図る中で、青少年が抱える問題の解消を図ります。	社会教育課

④ 高齢者への対策

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立・孤独など、高齢期特有の問題への対応が求められます。寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加していることから、高齢者の社会参加の促進は、自殺対策の観点でも重要な課題と言えます。

関係機関やサービス事業等との連携を図りながら、それぞれの高齢者が持つ多様な背景や価値観に合わせた支援、働きかけを行います。

関連する町の主な施策・事業

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
1	地域包括支援センターの運営 (再掲)	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていきます。	健康福祉課
2	高齢者福祉相談事業	緊急通報装置利用者の設置や安否確認、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図ります。	健康福祉課
3	生きがい施策(高齢者向けクラブへの活動助成)	老人クラブへの活動費の助成を行うことで、高齢者に生きがい活動を支援します。	健康福祉課
4	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援します。	健康福祉課
5	介護相談	介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もあります。介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげます。	健康福祉課
6	宅配事業	身体機能の低下のために調理や買い物が困難な状態にあって調理や買い物の支援が受けられない65歳以上の高齢者や一人暮らしの高齢者、身体に障害がある人に昼・夕食の配達を行うことで、栄養の改善や安否確認を行い、孤立状態の解消を図ります。	健康福祉課

No.	施策・事業名	取組内容	担当課
7	ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク	行政区福祉会をはじめとする地域の人々や事業所と連携しながら、一人暮らしの高齢者等が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続するために、見守り活動によって問題の早期解決を目指します。	健康福祉課

4 自殺対策の推進体制

庁内の自殺対策関係部署（基本的には全課）から組織される庁内連絡会議など、既存の組織を活用して関係機関との緊密な連携と協力の下、全庁体制で自殺対策を推進します。



資料編



1 用語解説

【あ行】

NPO

「民間非営利組織」のこと。ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体をいう。そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。

【か行】

協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

行政区福祉会

各行政区に設置されている小地域福祉活動の中心的役割を持ち、地域の課題解決のために住民主体で活動している組織。

ゲートキーパー

直訳すると「門番」という意味で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること。自殺につながる前にストップをかける「命の門番」となる人のこと。

高齢化率

全人口に占める 65 歳以上人口の占める割合。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理してその権利の行使やニーズの表明を行うこと。

【さ行】

自主防災組織

自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的にさまざまな活動を行っている社会福祉法人であり、市町村、都道府県を単位に一つ設置されている、公共性と自主性を有する民間組織。

新宮町社会福祉協議会では、これまで、できるだけ住み慣れた地域での暮らしを支えるために、行政区を単位とした地域で、「行政区福祉会」を中心とした小地域福祉活動の推進を行い、①人がつながる地域づくり、②安心して暮らせる地域づくり、③適切な福祉サービスが利用できる地域づくりについて、住民参加のもと取り組んでいる。

社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951年の制定時は社会福祉事業法という名称であったが、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000年5月、社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年6月に施行された。

シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づいて、定年退職者などの高年齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時のかつ短期的又はその他の軽易な就業（特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供する公益法人。

「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」

支え合いの地域づくりを検討する場。本町では市町村区域を単位とする第1層協議体として設置している。

【た行】

地域包括ケアシステム

在宅の高齢者や障がいのある方など全世代に対して、地域の介護事業者、保険医療機関、福祉団体などが連携し、地域住民のニーズに沿ったサービスを体系的に提供するための仕組み。

地域包括支援センター

保健師または経験のある看護師、主任介護支援専門員及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療・財産管理・虐待などの相談・支援、包括的・継続的マネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。生活圏域を踏まえて設定されており、市町村または市町村に委託された法人が運営する。

D V

ドメスティック・バイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係の者、また両親、子、兄弟、親戚などの家族や親族などから受ける家庭内暴力。（近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。）

また、単に身体的な暴力にとどまらず、暴言や無視などの精神的暴力や「生活費を渡さない」「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。

【な行】

日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が行う、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。平成 20 年度より「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」と改称。

ネットワーク

複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら、全体を一つのまとまり・システムとして構成されること。

【は行】

パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項等）、また心理的なバリア（偏見等）の除去という意味。広義には、高齢者や障がい者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

福祉委員

法律や条例に基づく制度ではなく、区長の推薦を受け、社会福祉協議会長が委嘱する地域の福祉ボランティア。地域内で孤立しがちな高齢者や手助けが必要な家庭をはじめとする、地域住民の福祉問題の早期発見や福祉情報の提供といった「見守り」や「支援」を区長、民生委員・児童委員と連携しながら行う。

福祉サービス

高齢者や障がい者など、日常生活が困難な人が安心して生活するために受ける様々なサービス。

福祉教育（学習）

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育て、助け合い、共に生きていける人間の育成を目指す教育。

ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受けて地域の福祉活動を行う。全ての「民生委員」は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねており、また「主任児童委員」という児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員もいる。地域住民の相談や援助を行う法的活動の中で、人権やプライバシーに配慮しつつ、援護が必要な方の福祉ニーズに応じたサービスが提供されるよう、行政や関係機関の調整役・パイプ役として活動する身近な相談員。

【ら行】

老人クラブ

おおむね60歳以上の方々で構成される、地域の自主的な高齢者活動グループ。

【わ行】

ワークショップ

課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法。

2 団体ヒアリング調査について

I ヒアリングの概要

(1) 団体ヒアリング調査の目的

本調査は、「新宮町地域福祉計画」を策定するにあたり、福祉に携わる団体・組織の声に直接耳を傾ける（ヒアリング）ことにより、詳細な状況や具体的なニーズ等、福祉に関する意見を把握することを目的として実施しました。

課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

(2) 調査内容

文書による照会調査を実施しました。

(3) 調査協力団体・組織

団体・組織名	団体・組織名
福岡療育支援センター いちばん星	下府二区環境・防犯パトロール隊
新宮町在宅介護者こぶしの会	下府二区アンビシャス広場
ブーケハウス	新宮町母子寡婦福祉会
新宮町身体障がい者福祉協会	湊坂生活支援ボランティア「絆BOND S」
shingu子育てNAVI	rainbow house
新宮町遺族会	公益社団法人 新宮町シルバー人材センター
傾聴ボランティア そら	社会福祉法人 新宮偕同園
糟屋地区手話の会新宮支部 あやとりの会	新宮町食生活改善推進会
すまいるしんぐう	バルーンアート
障害者の問題を考える根っここの会	新宮外あそびの会
新宮町老人クラブ連合会	

(4) 調査内容

①活動の状況

○具体的な活動内容・目的

○活動上の問題点・課題など

②新宮町の福祉課題解決のためのアイディア

○あつたらいいなと思うボランティアなど

○今後やってみたい活動はあるか、その活動には必要なものはなにか

③地域での福祉活動について

- 各地域での福祉活動に協力するとしたら何ができるか
- 地域福祉活動への協力が難しい場合、妨げになるものはなにか

II ヒアリングの結果

関係団体からいただいた様々な意見のうち、いくつかの意見を抜粋して記載します。

(1) 活動の状況

①具体的な活動内容・目的

- 主に高齢者の方々を対象として日常生活の支援を実施
- 子ども達が外遊びの中で自分達で遊びを創り出せるような遊び場づくり
- 手話通訳活動・奉仕活動、福祉に関する研修並びに相談、聴覚障がい者に関する啓発活動
- 夢や希望に満ちた子ども達を地域ぐるみでたくましく育てるため、放課後や休日に立ち寄れる「居場所」を開所
- 地域で暮らす障がい者の交流、情報交換
- 傾聴活動を通して相手の心に寄り添い、相手の方がより良く生きる事ができるよう支援
- 町バスハイク、県・郡のグランドゴルフ、ゲートボール等
- 障がいのある人もない人も共に集い、楽しく過ごすサロン
- 県海産物を使った料理教室、食の安全安心に対する親子の食育教室
- 環境・防犯パトロールの実施 他

②活動上の問題点・課題など

- 会員やメンバーの高齢化
- 会員やメンバーの減少
- 若い会員やメンバーの確保が困難
- 予算や活動資金が少ない
- 人手不足で活動が縮小
- 場所の確保が困難 他

(2) 新宮町の福祉課題解決のためのアイディア

①あつたらいいなと思うボランティアなど

- 学校へ行けていない子や教室に入れない子の学習支援の場
- 送迎ボランティア、運転ボランティア
- 食作をするのが面倒になって来ている人達に地区の施設で簡単な料理を作る等
- 買い物ボランティアの拡大等

- 子ども食堂、もったいないマルシェ（食品ロス）等
- 高齢者世帯対象のゴミ等片付けボランティア 他
- ②今後やってみたい活動はあるか、その活動には必要なものはなにか
 - 社協の個人ボランティアを組織化してリーダーシップを発揮すべき
 - ボッチャをやりたい
 - 小、中、高校生の居場所作り
 - 災害時の炊き出し
 - 月1回の分別収集の時に、独居老人のお宅の分別ゴミの回収を小中学生がお手伝いできれば
 - 発達障がいの子どもを持つ親へのサポート
 - ヘルパー活動としてひとり親家庭の食事作り
 - 訪問型子育て支援
 - 地域の人及び集会所等の場所、自治会別の助成金が必要 他

(3) 地域での福祉活動について

- ①各地域での福祉活動に協力するとしたら何ができるか
 - 生活支援（買い物、話し相手）やサロンのスタッフ
 - 地域のふれあいサロン、老人会に協力
 - 障がい児に関する専門的アドバイス
 - ミニブーケという名のトーンチャイム楽団で高齢者施設や病院で演奏活動を行う
 - 子育てサロン、子ども会活動で外あそび作りのお手伝い
 - 知識を持った介護職員、人材がいる（出前講座）
 - 資格がいらない程度の支援が必要な方へのサポート
 - 障がいのある人を理解するための福祉学習のお手伝い（ゲストティーチャー）
 - 地域カフェを開く手伝い（準備からオープンするまで） 他
- ②地域福祉活動への協力が難しい場合、妨げになるものはなにか
 - 子供の預かり等やお迎え等
 - 福祉活動への行政の評価が皆無
 - 「人、もの、金」
 - 障がいに対する無理解、偏見等
 - 高齢化
 - ボランティアメンバー不足
 - 仕事をしている人が多く、時間がとれない
 - 若い方は無償ボランティアでは続かないでせめてもの気持ちとして有償ボランティアがいい

3 新宮町地域福祉計画等策定委員名簿

選出区分	氏名
柏屋医師会	ひとみ まさひこ 人見 雅彦
ボランティア団体代表	い 井 フジミ
新宮町社会福祉協議会	よしだ みえ 吉田 美枝
新宮町民生委員・児童委員協議会	いけもと かつとし 池本 勝利
新宮町福祉委員会	みかみ かよ 三上 加代
新宮町老人クラブ連合会	あべ きょうこ 安部 京子
新宮町身体障害者福祉協会	もりもと ゆたか 森本 豊
新宮町立 小中学校長会	ますもと としみ 舛元 俊文
新宮町教育委員会	よこやま えいじ 横山 英治
新宮町子ども会育成会連合会	いのうえ やすこ 井上 康子
在宅介護者の会	たなか いつお 田中 五男
新宮町母子寡婦福祉会	ふじさき まさこ 藤崎 真佐子
公募による町民	く ぼ 久保 ミヨ
柏屋北部消防本部	あかし しんいち 明石 進一
柏屋保健福祉事務所	すみたに かずき 炭谷 一毅
筑紫女学園大学 (アドバイザー)	やまざき やすのり 山崎 安則

事務局

新宮町 健康福祉課	きりしま みつあき 桐島 光昭
	やまぐち のぞみ 山口 望美
	うえだ くみ 上田 久美
	てしま たかし 手嶋 敬
	うえの ひろみ 上野 浩美

第2次新宮町地域福祉計画
新宮町自殺対策計画（2019～2023年度）

平成31年3月

発行 新宮町
企画・編集 新宮町健康福祉課

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
TEL (092) 962-0239
FAX (092) 962-0725

